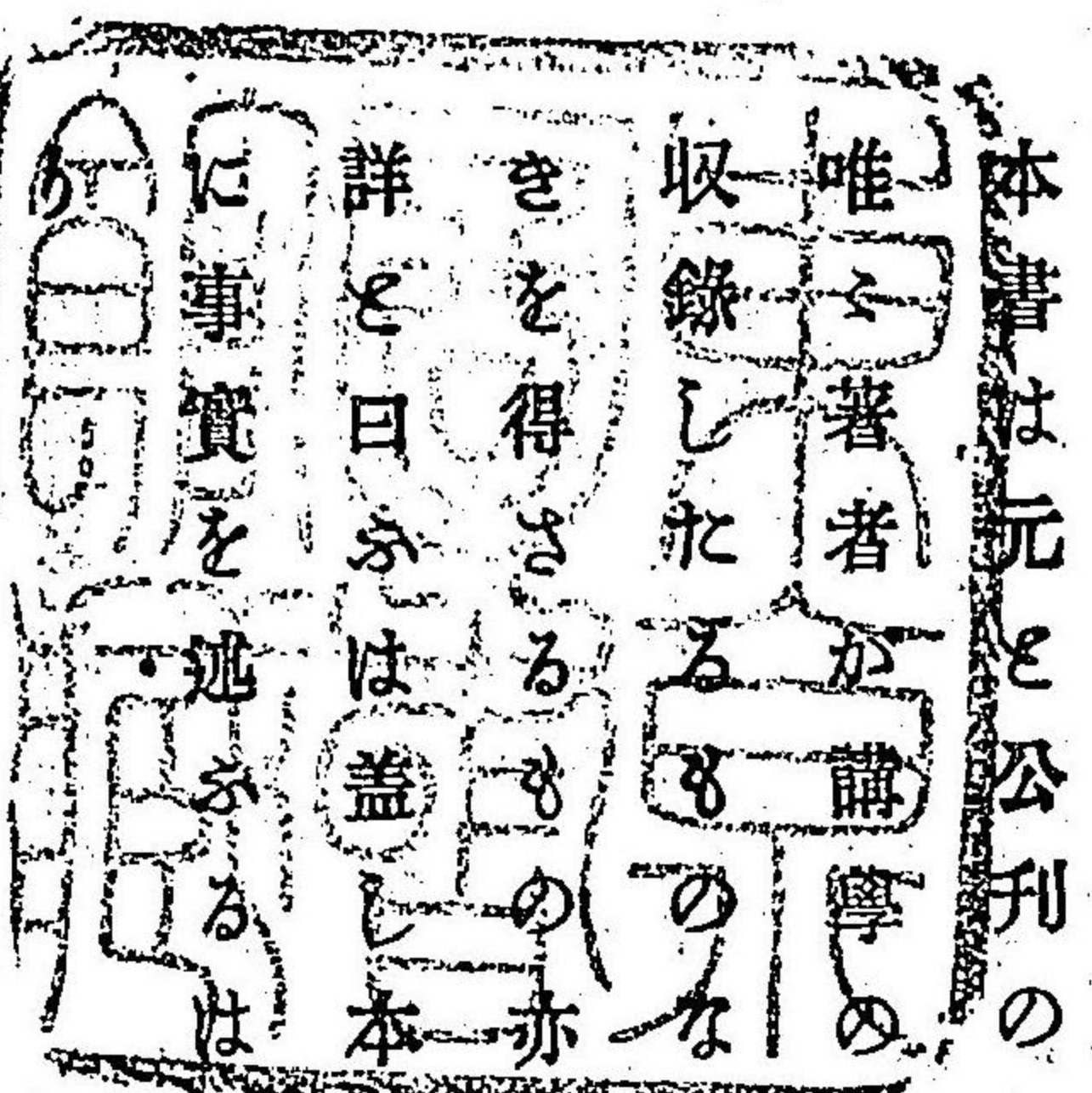


行政裁判及権限裁判

例言



本書は元と公刊の目的を以て筆を下したるものにあらず
唯著者が講學の際自己の記憶に便せんが爲め意に隨て
収録したるものなるのみ故に繁簡其要を失し詳略其宜し
きを得ざるもの亦た少からざるべし然れども其繁と曰ひ
詳と曰ふは蓋し本書の之れなき所精密に法理を説き仔細
に事實を述ぶるは著者淺學の能くする所にあらずればな

外國の制度に關しては著者が嘗て親しくドクトル、ミエハ
リス先生に就て聽きたるものを首としエルンスト、マイエ
ル氏行政法ステンゲル氏學國行政法グナイスト氏自治、地
方制度及行政裁判等其材料を與へたり然れども之を取捨



二
應用する上に於て其道を得ざるもの之れあるやも知るべからず先進の士幸に垂教を吝まされ

明治廿七年五月

編者識

目次

第一章 行政裁判	一頁
第二章 行政裁判の制度	七頁
第一節 英國の制度	七頁
第二節 伊國の制度	十四頁
第三節 奧國の制度	十八頁
第四節 ウュルテンベルヒ及バイエルンの制度	二十一頁
第五節 バイデン及ヘッセンの制度	二十四頁
第六節 ザクセンの制度	二十八頁
第七節 佛國の制度	二十九頁
第八節 普國の制度	四十三頁
第九節 日本の制度	五十六頁

第三章 権限裁判……………六十六頁

附 録

訴願法……………二頁

行政裁判法……………七頁

外附屬勅令數件……………十九頁

目次畢

行政裁判及権限裁判

菊池 郡 藏 著

第一章

行政裁判



國家の執行權の作用は之を分て二となす一は理非曲直を標準として
 個人の権利を保護し社會の秩序を維持するものにして他の一は利害
 得喪を目的として個人の利益を庇護し國家の福利を増進するものな
 り甲は之を名けて司法と謂ひ乙は之を稱して行政と謂ふ而して司法
 的作用の規定は司法法律之を立て行政的作用の規定は行政法之を設く
 行政法を以て保障せられたる個人の権理は他の個人は勿論國家の機
 關と雖も之を侵害することあるべからず蓋し國家が行政法を制定し
 たる所以のものは行政機關をして個人の権理を侵害することなく一
 定の範圍内に於て活動せしめんとするにあればなり然らば若し個人

にして行政機關の行爲を以て其の一定の範圍を超脱したるものとな
し爲めに自己の權理の毀損せられたりと主張することあらんか行政
機關は其の個人の意思に服従せざるべからざるか個人と雖も敢て濫
に他の個人の意思に服従することあるべからず況や行政機關をや
行政機關は個人の上に位するものなり行政機關の意思は個人の意思
の上に位するものなり行政機關は個人をして其の處分に聽従せしむ
るの權あるものなり必要と認むるの場合に於ては強制手段を以ても
之に聽従せしむるの權あるものなり要は唯其の濫施せざるにある
のみ然りと雖も個人亦徒に行政機關の意思に盲従するの義務なきが
故に自己の權理の毀損せられたりと思惟するときは之が救済の途を
索めざるべからず是に於て乎行政裁判なるもの生ず故に換言すれば
行政裁判とは行政機關の處分と個人の權理と相衝突したる場合に於
て行政法を準據として其の處分の當否を判決するの作用を謂ふなり

行政裁判事件の生じたるとき即ち行政機關の處分と個人の權理と撞
着したる場合に何如に處置すへきやの問題は多年の間嘗て世人の念
頭に浮ばざりし個人が國家に對しては何等の權理をも有せず行政機
關の處分は理非曲直を問はず之に屈従せざる可らざるの時代に在て
は固より斯る問題を研究するの要なく又た司法行政の區別十分行は
れず若くは司法廳が行政廳と等しく不羈獨立ならざりし時代に於て
も亦た世人の注意深く此の問題に加はらざりし然るに立憲の制度施
行せられて國家は人民の權理を確保し行政機關の運用亦た國法の範
圍内に限られ個人の權理濫に侵害せらるべからざるに至り加ふるに
司法廳及び行政廳の分立最下級にまで實行せられ司法廳は不羈獨立
にして司法官は個人の權理を保護するに力むるの餘り往々行政作用
を掣肘するの傾向を生ずるに及て世人の研究は此の問題の解釋に傾
注するに至れり

行政機關の處分と個人の權理と相衝突したる場合に於て如何に處置すべきやに就ては蓋し三説あり行政廳を以て之を裁決せしむるといふもの其一なり通常裁判所をして之が裁判をなさしむべしといふもの其二なり特に行政裁判所なるものを設けて之に其の裁判をなさしむるといふもの其三なり

第一説に依れば行政廳をして行政裁判の職務を行はしむるは敢て不可なる所なし行政廳は自から行政法を解釋し之を適用するを得るものなり唯々當局者をして其の事に臨むに當り常に行政と裁判との區別を識別せしめ且つ其の手續をして兩者の間に分界あらしめは足れりと言ふにあり之に反對するものは曰く抑も裁判の目的は個人の權利に關する争訟を裁決し法律上の秩序を維持するにあり行政は之と異にして行政法を應用して公共の安寧を保持し福利を増進するを力むるものなり然るに此の二者を擧げて之を一機關に托せんか兩者の

區別明確ならざるのみならず行政官たるものは裁判官の行政官たる能力に乏しきと等しく裁判官たるの能力に乏しきものなるか故に假令執務に際して裁判と行政との區別を腦裡に存するにせよ其の裁判の裁判官の下したるもの、如く完全なること能はざるべく又た手續上に分界を立つるとするも其の裁判は行政官の下したるものなるか故に個人の權理を顧慮するよりも寧ろ公共の利害を重んずるに偏したるものならんとの嫌疑を招かざることをなきこと能はず隨て其の裁判は威嚴を損するに至らんとせしむるに必せり故に民刑事の裁判は之を行政より分離したると同じく行政裁判も少くとも最上級は亦た行政廳以外の機關をして其事に當らしむるを可なりとす

行政訴訟は専ら現行法の解釋に由て權理の在る所を繹ぬるものなるが故に通常の裁判所最も能く之が裁判の事に任するに適すべし何となれば不羈獨立にして公平なること通常裁判所の如きものあらざれば

ばなりとは第二説の主張する所なり。行政裁判を委任するに通常裁判所に向てするは必ずしも不可ならず然れども他に其法の以て之に優るものあらんか彼れを捨て、此れを取る寧ろ事の宜しきを得たるものなり若し夫れ司法官と行政官とを以て組織したる特別の裁判所を設け之をして行政裁判の事に任せしめんか其の判決の獨り通常裁判所に於てするに比して更に正確なるべきは論を待たざる所なり且つ此の如くする時は夫の司法權の干渉行政上に及ぶの嫌を免るゝのみならず司法官の威望と地位の獨立とは最も堅牢なるを得べきなり他なし司法官の威望と地位の獨立とは其の行政事件に干與せざるに因て益々顯著なるものなればなり而して司法官にして常に行政訴訟を處理するに於ては行政事件の寛裕なる解釋法に浸染せられ嚴格なる民法上の解釋法を忘却するに至るの恐れなきにあらざるなりと是れ第三説なり學理上の觀察此の如く其

れ同じからず實際上の施設豈獨り一なるを得べけんや。行政裁判所の組織各國相同しからず最上級に於ては最高等の行政裁判所を設けて之に通常裁判所と同一なる不羈獨立の資格を與ふと雖も下級に至ては或は行政訴訟を通常の行政事務と看做して之を行政廳に委任するあり或は行政廳に委任すと雖も特に其の處分の順序を定むるあり或は其の行政廳に多少裁判所的地位を有せしむるあり又た行政裁判の管轄を定むるに就ても或は一般の原則を以て簡單に其の權限の及ぶ所を示し(原則法)或は行政訴訟を提起し得べき事件を列舉し(列記法)たるもあり是れ國各々其の體を異にし歴史沿革を同ふせず民俗慣習齊しからざるの結果とす。

第二章 行政裁判の制度

第一節 英國の制度

人若し英國に於ては司法裁判の權限甚だ廣きか故に所謂法治國の主
 義著しく發達したりと信するものあらんか是れ大なる誤解なり英國
 に於ては裁判所の權限曾て國庫と個人との間に生じたる純然たる私
 法的争訟の上に及はざるなり今日に於ては國庫が原告たるの場合に
 は財務行政の局に當れる官吏の之を裁判するの舊制既に行はれずし
 て財務裁判所之を裁判すと雖も若し國庫が被告たるの場合には今日
 に於ても尙ほ往時に於けるか如く訴訟の提起一に王の檢事の意見に
 因て左右せらる詳言すれば王の檢事にして原告の請求成立すべきも
 のにあらずと思惟するときは之が起訴を認可せず而して其認可を受
 けたるときに於て始めて通常裁判所に起訴するを得るものとす然れ
 ども其訴訟手續に關しては國庫の利益となるもの多くして原被兩造
 の間に少からざるの偏頗存せり
 其他英國に於ては司法裁判の權限の尙ほ制限せらるるものあり是れ

英國に於ては國家の機關たるも自治の機關たるを問はず其下級及
 び中級に於て司法と行政との分界立たず且つ最上級に於ては司法と
 行政との分立行はるゝと雖も然れども又た司法的及び行政的作用は
 議院及び樞密院に於て融和混合するを以てなり上院は議院裁判所國
 家裁判所及び高等上告裁判所たるの地位を有するが故に大なる裁判
 權を有するものと知るべし

是故に英國に於ては法律の適用先つ行政廳に由て行はる而して其行
 はるゝや行政其者の如くに行はれ毫も司法の形式を以て行はれざる
 なり是れ獨り自治の領域に於て然るのみにあらず現今の行政制度の
 主義に則て組織せられたる官廳に於ても亦た然りとす
 治安判事は進退上何等の保障を有せず法律上何時にても退職せしめ
 らるゝことを得るものにて而かも社會上に於ける勢望は極めて大な
 り此の治安判事は一己の獨斷を以て或は二人の協議を以て其行政管

轄區内に於て行政的司法を行ふ此の行政的司法は内務行政上國家と個人との間に生ずる私法的争訟に對し裁判を行ふのみならず警察行政の職務と共に營業、出版、風俗、狩獵、貧民、工業警察、違犯并に關稅、租稅、證印、郵便規則、違犯及び二十磅以下の罰金或は六ヶ月以内の禁錮に該當する犯罪に對する裁判官たるの職務は治安判事の擔任する所なりとす是等の犯罪に對し治安判事は陪審官の參列を要せず略式手續に従て裁判す此の裁判に不服なるものは治安判事合議廳即ちクォーター・セツシユンに上訴するを得ると雖も此の上訴は法律上許されざるの場合多し但し此の上訴の許されたる場合と雖も實際上訴の行はるゝは極めて少く四十萬の略式刑事裁判中僅に六十件内外なりとす英國に於ける此の制度は固より以て人民の満足を買ふに足らず大地主の嚴酷に過き或は一種の違警罪例せは狩獵警察違犯の如きに對しては有罪の判決を下すの傾向あることに就ては世人の夙に非難する

所なり

此の治安判事の行政的司法に對しては一種の法官的監督行はる即ち左の如し

(一)法官的監督は三種の國の裁判所即ち高等法院(コर्ट・オブ・ゼー、キングス・クイーンズ・ベンチ)民事裁判所(コर्ट・オブ・コンモン・プリース)及び出納院(コर्ट・オブ・ゼー、エキスクァー)に因て行はる是等裁判所の法官は政府及び輿論に對して法律上及び事實上十分なる獨立を有するものなり

(二)此の監督は治安判事若くはセツシユンに向て提起する個人の私訴の如く通常の民事訴訟の手續に由て行はるゝにあらずして特別なる方法に由て行はるゝものとす此の方法たるニあふ一はリット・オブ・サ・テ・オ・レ・ライ即ち訴訟事件を自ら審理し了らすして關係書類を送附すべしとの國の裁判所の命令、一はリット・オブ・マニデート・ダス即ち訴訟

事件を受理し若くは受理せざることは國の裁判所の判決に因るべしとの國の裁判所の命令是れなり

(三)此の方法は權限を定め、法官の忌避を行ひ、裁判の拒絶を指揮するものなり又た形式上及び實蹟上に於て權理問題の再審を惹起するものなり然れども事實の再審殊に證據の再審を惹起するものにあらず又た證據が十分なるや否やに就ての判斷を惹起するものにあらずなり故に此の方法たる行政的司法の内部の監督よりも寧ろ外形上の監督を行ふものと謂ふべきなり

(四)治安判事の掌務中一も此の監督を免るゝものなし然れども法律上の規定に従へば此の監督は多く權理事項に關し例せば警察處分の上に加へらる。權理事項は本來の上告手段即ちリット、オブ、エロルなきの故を以て此の監督の方法に依ての互國の裁判所の判決を受くることを得るものとす又た此の監督は行政部内にも加へらるゝものにして

其の國家の内務行政上に及ぶの範圍には廣狹あり財務及び軍事行政の部内に於ては其範圍狹く警察行政の部内に於ては其範圍廣し蓋し各個の場合に於ける司法裁判の權限は數百の法律より生じ往時にありては其權限の範圍廣かりしも二百年以來漸次制限せられて新法律の多數にはサーテオレライ及びマンデラムスの削除は一の條項として明記せらる

此の法官的監督は現今の行政制度の主義に則つて組織せられたる官廳に對しては全く加へられず此の官廳は貧民衛生及び建築事項に對し其行政權の及ぶ限り司法權を有し此等の事項に關して行政と個人の權理との間に衝突の生じたるときは之を裁決す然れども此の官廳は法官たるの資格、法官的獨立を有せざるものなるか故に其上級裁判は各種行政を統轄する中央官廳殊に内務大臣之を行ふものとす故に近時英國に於て行政に對する裁判の問題起りたる場合には司法の爲

に不利なる意味に解釋せらるるを常とせり
 第二節 伊國の制度
 千八百六十五年三月二十日の法律は第二條に於て、個人の權理の毀損せられたりと主張せらるゝ場合には通常の裁判所、通常の訴訟手續に由て裁判するの權を有し、敢て其權理の毀損の私人に因れるか將た官廳に因れるかを問はさるの原則を規定したり、然れども又た事の國權の行爲に關する場合は之が例外たることも亦た明記せられたり、其例外の例外たる要點即ち左の如し

第一行政は常に請願的にのみ訴へられ得るも決して對等的に訴へらるゝことなし、第二迅速手續の方式は應用せらるべし、次に行政は訴訟の確定せざる間其の訴訟の問題となりたる事件を實行し且つ公共の安全利益の爲に必要と認むる處分は之を行ふことを得、次に第二條に規定せられたる総合的原則の存するにも拘らず行政的争訟の範圍に

於ける裁判所の權限は法律を以て制限せらるゝものあること、是れなり、此の制限や特に租税、會計及び選舉事項に關するものにして一部は彼の法律、其者第六條に因り、一部は夫の法律と同時に發布せられたる郡及び州行政に關する法律、公共の安全、衛生及び労働に關する法律に因り、又一部は其後の法律に因る、而してかゝる制度の實行に就ては伊國の事情頗る便なるものあり、伊國の立法は行政に對する權理を十分個人に與へさること、是れなり、伊國の官吏か國權に對して堅固なる權理を殆ど全く有せさるか如き其一例なり、而して權理の存せざる場合に於ては司法裁判の權限排除せらるゝこと論を俟たず此の理由よりして既に行政は多少司法の範圍内に侵入するを得るものとす、然れども此の制度の完全なることは固より之を主張することを得ず、蓋し立法者は第二條の原則を以て實際の運用上最も明確に解釋し萬般の障礙を裁斷するに足ると信したり、なるべし抑も此の原則たる

や當時政府の原案たる列記法に對する大改正として看做されたりしも之を實地に行ふに及ては事大に豫期に反し且つ活動的行政の利害上より止むを得ず此原則を破るの例外を設け此の例外の多き其範圍の廣き裁判官の宣告をして區々に出してしむるに至れり其他歲月を経るに隨ひ權限の爭議漸次増加して他國に比すれば著しく其數を増加するに至れり而して權限爭議の制置は此の國には適せず蓋し裁判所が自ら權限問題に就て並に訴訟事件其者に就て通常の訴訟手續に依て裁判するの權を有するか故に特に權限裁判所を設くるを難んずるか故なり又た樞密院に委して權限爭議を裁判せしむることも亦此の國には適せざるなり何となれば樞密院は縱令ひ主動的行政に干與せざるにせよ其歴史上よりすれば往時行政爭訟事件に向ての特別裁判所として行政に屬し又た樞密院職員の性質上よりすれば純然行政に屬すべきを以てなり故に權限爭議に對する反對殊に權限裁判の組織

に對する反對の盛に起りたるは元より怪むに足らず此の反對は第一回の法官會議の決議に因て益々鞏固となり遂に勝利を得て千八百七十七年四月七日の法律は權限爭議の裁判を羅馬大審院に委任するることとなり其他トウリン、テロレンツ、子アールベル及びパレルモの大審院も其の權限を有することとなりなれり之に反して他の問題即ち特別なる裁判所を組織し其所員は半は大審院より半は樞密院より採用せんとの問題は遂に成立せざりし爾來千八百六十五年三月二十日の法律は其の眞實の意味と相一致したる方法に依り應用せらるることとなりなれり而して若し行政廳が或る物件を衛生上危険なるものとして判斷するの權ありや否やに就て問題の起ることあらんか裁判所は其物件の衛生上危険なるや否やに就て裁判するの權を有するなるべし然れども又た容易に他の問題も生ずることなるべし即ちかかる關係の下に特別なる行政廳を存立せしむるの必要ありや凡その行政を裁判所に

委任するは目的に適したるものにはあらざるかとの問題も生ずることなるべし而して凡ての行政を裁判所に委任するを否なりとせば又或る裁判権を行政に委するを是なりとするの論も出づることなるべくかくして同一の議論は數百年の間繰り返さるゝことなるべし

第三節 奥國の制度

奥國の制度は英國の制度と相似たる點少からず即ち千八百七十五年十月二十三日の法律に據て組織せられたる奥國の制度は其の國家行政に屬するものたるを自治行政に屬する者たるを問はず純然たる行政に向ての機關と行政裁判に向ての機關と同一なるの點に於て英國の制度と相似たり而して行政全部の以外に法官的獨立の保障を有する一官廳の組織せらるゝの點に於て亦た英國の制度と相似たり此の官廳は行政に因て權理の毀損せられたることの主張せらるゝ場合に於て裁決を與ふるものとす次に英國制度と相似たるの點は保護の

及亦所は單に法律に違反したるの點に止まり事實の錯誤せる點に達せざるにあり即ち獨り法律上の問題に對してのみ裁決は下さるゝも事實上の關係は確定せられざるにあり次に相似たるの點は裁判は唯と權理は毀損せられたり而して處分は廢止せらるべしとの宣告に於て成立するも而かも事實に就ては何等の省みる所なきにありとす然れども奥國の英制と相異なるの點甚だ多し第一に奥國の行政部に於ては人と手續とに關して英國の治安判事が裁判官として現はるゝか如き保障を存せざるなり第二に法律の監督は至高司法裁判所に因て行はれずして特別の行政裁判廳に因りて行はるゝなり第三に奥國に於ては或る人が其の權理を害せられたりと主張する所の行政上の處分に反して保護の與へらるゝことなり故に奥國の行政裁判廳は控訴廳にもあらず上告廳にもあらずして唯と一の破毀廳なりとす彼は最上審級の行政廳に於て審査したる事實

を根據として裁決を下し其の宣告するや當に權理の害せられたることを明言するに止まらず不法の處分を停止し之をして廢滅に歸せしむ而して行政は此の宣告に遵ひ他の處分に出つべきものとす蓋し奥國の行政裁判廳は其の務むる所正理其者を索むるにありて時に依り場合に應じて正理たるの觀あるものを討ぬるにあらず彼は權理を定むるよりも寧ろ法律を定むるものなり故に行政裁判の統一と鞏固とは能く維持せらる而して自治行政に對して國家の利益を安全に保持せんか爲に行政は能く法律的軌道内に運動するも個人の權理は十分なる保護を受けざることを免れず蓋し奥國行政裁判廳は其の組織に於て行政裁判所よりも寧ろ參事院たるの性質を具ふるものなり行政裁判廳の外帝國裁判所は一の特別裁判廳として憲法の與へたる政治上の權理の行政廳の爲に毀損せられたりとの争訟ある場合に於て裁決するの權限を有す

第四節

ウユルテンベルヒ及びバイエルンの制度

ウユルテンベルヒに於ては從來の制度(千八百八十九年の憲法第六條第一項)に基き千八百七十六年十二月十六日の法律を以て行政裁判に關する規定を設け、バイエルンに於ては永年の間國會の討論を悉くしたる後千八百七十八年八月八日の法律及び千八百七十九年三月十日の法律を以て始めて行政裁判に關する規定を設けたり而して此の兩國の制度は第一審及び第二審の行政裁判を行政廳に委任したるの點に於て奥國の制度と相同じ、バイエルンに於ては千八百六十九年の草案は行政裁判所と固有の行政廳とを分立せしめんことを企てたり殊に郡會の推選に出て國王より任命せらるべき四名の市民を參座として郡官と共に裁決に參與せしめんとしたり然るに郡廳はかゝる補佐を以て必要ならずとなし唯々臨時行政裁判所たるの權限を有せんとを望みたり而して該草案は遂に成立せざりし

然れども兩國に於て喫國の制度と相異なる者あるは既に第一審及び第二審に於ても現はれたり即ち少くとも或る事件に就ては喫國の制度と相異なる特別の行政裁判手續行はれ殊にウエルテンベルヒの郡廳は法律第二條に依り第一審の行政裁判廳として司法上の故障と區別せんか爲に「原被争訟」バルタインストライチヒカイト目せられたる争訟事件を審理し及び裁判するの權を有せり然れども其の故障申立人は國家に抗争するにあらずして個人若くは町村に抗争し而かも其の要求の公法に基くものたるの點に於て又た喫國と相似たり而して救貧團體に對する要求、町村使用に加入する要求、町村に附屬する要求、營造物の共同使用に對する要求等は其の其要求の部類に屬する者にして其手續は第十七條第三十三條以下に規定せらる、バイエルンに於ても亦たウエルテンベルヒの如く少くとも或る場合に於て下級廳及び中級廳に於て特別の手續行はれ其手續たるや町村廳にありては

他の事件に慣用せらるゝ手續と異なる所少しと雖も郡廳に至ては特別なる合議廳を組織し公開廷に於て口頭辯論することゝせり但し國家の監督權が問題たるの場合は此限にあらざるものとす、行政裁判權に屬すべき事件の規定に關してはウエルテンベルヒ及びバイエルンの間に著しき差異ありウエルテンベルヒの法律は喫國の制度と同じく權理の毀損せられたりと主張せらるゝ場合は凡て行政裁判の權限に屬すべきことを規定し其の第十條は第一審の場合に於て既に行政裁判的手續を行ふべく隨て行政裁判廳は第二審に當ることを示せり然れども此の行政裁判所廳は個人若くは團體が公法を根據として行はれたる裁決若くは處分の法律上成立すべからざることを主張し隨て自己の有する權理の害せられたること若くは自己の負ふべからざる義務を負はせられたることを主張する場合に於て行政廳の裁決及び處分に對する故障を裁決す第十三條蓋し此の制度は喫國

に倣ひたるものにあらず實に古ウエルテンベルヒの制度なりとすバ
 イエルンは之に反して所謂列記法を採用し法律第八條及び第九條は
 四十項乃至三十一項の要目を掲げ以て行政裁判權に屬すべきの事件
 を明示せり次に兩國の制度の異國の制度と異なる所は最上行政裁判廳
 が事實其者に就て裁決することなり而して此の裁判廳はバイエルに
 於ては先審級に於て審査したる事實に基きて裁決し證據手續は之を
 行はずと雖も先審級をして證據物件の審査を行はしむることあり
 ウエルテンベルヒに於ては處分に對して故障を申立てられたる官廳
 が同意を表するに於ては新なる事實上の論辯及び新に證據物件を提
 出することも共に許さるゝものとす其他の場合に於ては或は是れ迄
 に確定せられたる事實に據て破毀するもせざるも裁判廳の意見に一
 任し或は故障事件を當該官廳に移じて處分せしむるものとす

第五節 バイデン及びヘッセンの制度

バイデン及びヘッセンの兩國に於ては行政裁判の行はるゝ所獨り上級
 審に止まらず下級審及び中級審にも亦た行はる而して此の中下兩審
 級に於ける純然たる官吏にあらざる職員は皆に行政裁判の爲に設け
 られたるのみならず其他の行政の爲にも亦た必要なるものなり
 バイデンに於ては千八百六十三年十月五日の法律を以て内務行政制
 度に一大改革を施したり同法律に依れば自治行政及行政裁判に向て
 の機關は區參事會にして此の區參事會は區長と六名乃至九名の職員
 とを以て組織せらる此の職員は區會の推選に出て内務大臣より任命
 せらるゝものにして其の任期は二ケ年なりとす其の權限は甚だ狹小
 にして僅に所謂「原被爭訟」の上に限る此の「原被爭訟」は個人若くは團體
 相互の間に生ずるものにして殊に地方團體と其の人民との間に生ず
 る賦課及び徭役に關する意見の差異、市場權并に道路開設費の負擔
 に關する各地方團體間の意見の差異、選舉事件并に地方公民權の要

米等に關する意見の差異より生ずる者とす但し警察處分及び個人と
 國家との間に生ずる争論は概して行政争訟事件に屬せざるものとす
 「原被争訟事件の控訴は行政裁判廳に向て提起せらる行政裁判廳の吏
 員は千八百八十年二月二十六日の法律に因て法官的獨立を有するに
 至れり但し或る事件例せば租税事件國家公民權問題に就ては行政裁
 判廳は始審にして又た終審なりとす多くの區より成立する聯合區に
 對する公法上の請求及び區の必要に應じて出金する割合に關する争
 訟は第一審に於て區長二名の區吏員及び各區參事會の選出したる吏
 員を以て組織せられたる官廳之を裁決す」
 ヘッセンに於ては千八百六十三年のバーデンの法律の原則風に行は
 れ行政裁判事務を通常の行政と分離する事特別なる最上の行政裁判
 廳を組織する事等は數十年前既に實施せられたり千八百三十三年六
 月六日及び千八百三十五年二月四日の命令を以て組織せられたる制

度は千八百五十二年五月十二日の命令及び千八百五十三年二月十日
 の法律を以て改訂せられ各區行政廳には區參事會を設け選舉せられ
 たる十五名の職員を以て之を組織し他の行政事務と共に公法上の一
 二の争訟を裁決するの權を有し且つ一の行政的司法廳の組織せらる
 こととなれり此行政的司法廳は各區參事會に向ては控訴廳にして
 法律が特に行政的司法事件若くは争訟的行政事件として明示したる
 事件に就ては第一審の權限を有するものなり
 其後内務行政并に郡會及び州會に關する千八百七十四年六月十二日
 の法律出づるに及て右の制度は大に發達の實を現はしたり蓋し此の
 法律は千八百七十二年十二月十三日の普國郡制に摸倣したるものな
 り此の法律に依れば地方事件并に國家事件に向て、就中國家事件の純
 粹なる行政事件に向ても又た行政争訟事件に向ても第一審に於て權
 限を有するものは郡參事會なり郡參事會は郡參事を長とし郡會が郡

民中より選舉したる六名の參事會員を以て組織す第二審の權限は州參事會之を有す但し事件に依ては第一審に於て州參事會に屬するものあり州參事會は州長を長として郡參事會と同様に組織せらるる最上審級は(千八百七十五年一月十一日及び千八百七十九年四月十六日の法律に因て)行政裁判廳にして此の行政裁判廳は法律に定められたる場合に於て州參事會の裁決に不服なるものに對し裁決するの權限を有し又た訴訟手續の其當を得ざることを若くは法律の適用其當を得ざることを又は郡參事會或は州參事會が越權の處置をなしたりと主張せらるる場合に於て裁決するものとす故に行政裁判廳は固有の控訴廳にあらずして時に依り上告廳或は破毀廳なりとす

第六節 ザクセンの制度

千八百七十三年四月二十一日の二個の法律即ち内務行政官廳の組織に關する法律及び聯合區并に其の代表機關の組織に關する法律に依

れば區廳及び郡廳の傍に區參事會及び郡參事會の設けあり共に選舉せられたる參事會員を以て組織し區長及び郡長其長たり區參事會が裁決廳として有する所の權限は救貧事件に關する争訟、選舉權被選舉權に關する争訟、地方税に關する争訟、危險なる裝置の許否、營業の許否、公共道路の要否に關する問題、新通開設の要否、或る通路の公共に屬するものなるや否やの問題、特許請願に關する事件等に就き裁決するにあり而して郡參事會の權限は例外の場合を除き第一審に於て區參事會の裁決したる事件に對し第二審として裁決し又或る場合に於ては郡廳の處分に對し第一審として裁決するにありとす其他此の國には最上の行政裁判廳の設けなし

第七節 佛國の制度

古代に於ては純然たる行政と行政裁判とは常に同一機關の手に存し共に方式なき手續に由て行はれたる此の古代の制度は革命立法の爲

に全く破壊せらるゝに至らずして其の變更せられたるは獨任官吏の制を發して代ふるに合議制を以てしたるに過ぎず當時ムニチパリテトテン、デイストックツデネレグトリエン及びデバルテマンデイレクトリエン即ち町村廳、郡廳及び縣廳は任命に依るにあらずして選舉に出でたる官吏を以て組織せられたり惟ふに革命が古代の制度を破壊せずして行政裁判を行政廳の手に置ける所以のものは一は三權分立の主義に基き一は古代貴族的議院の歴史上の觀念尙ほ記憶に存したるか爲め通常裁判所をして行政事項に干渉せしむるを嫌ひたればなるべし千八百年のコンズール立法に因て行政と行政的争訟との分界立てられたるが當時に於ては行政裁判は合議体に委任せられ純粹の行政は獨任官吏の手に落ちたり但し此の獨任官吏は所謂コンズール即ち參事官の補佐を受くるものなりき而して是時に及ては任命の主義一般に行はるゝことゝなれり

行政裁判の機關は縣參事會及び參事院是れなり而して此の兩官廳は其の組織よりするも其の權限よりするも全く偏頗なき裁判を言渡すの保證あるものとは信せられざるものとす吾人は先づ縣參事會に就て講究せん、縣參事會は千八百六十五年六月二十一日の法律に據てセー子縣に於ては七名、三十の縣に於ては四名、其他の縣に於ては三名の參事會員を以て組織しセー子縣に於ては特別なる長を置き其他の縣に於ては縣知事之が長なりとす參事會員たるを得るの要件は年齢滿二十五歳以上たること、十年間行政の實務に當りたること若くは司法官たること、縣會議員たること或は町村長たること、法學士の稱號を有すること若くは行政銓考官の認可を得ること等是なり縣知事の傍に一の大書記官なるものあり争訟事件あるに際して政府の代表者たるものとす多數の縣參事會は縣知事を除き三名の會員より成るを以て縣知事の處分を不當として縣

參事會に起訴する者は全員の賛成を得ることを必要とす何となれば若し一員の賛成を失はんか其の訴訟は遂に棄却せらるゝの恐れあればなり何となれば此の一員は縣知事と相結て裁決を與ふべく而して縣知事は議長としての採決權と會員としての表決權とを併せ有すればなりピカルド氏嘗て縣知事を論じて曰く縣參事會は即ち予縣知事なりと蓋し適評なりと謂つべきなり抑も縣知事に與ふるに此の二重の權を以てしたること就て千八百六十五年に於て既に激烈なる議論ありたる所なるが其後に至り縣參事會に固有の議長を置かんとの議出で立法部に於て滿場の賛成を以て可決したるも制度は遂に變更を見るに至らざりき勿論實際に於ては縣知事が行政爭訟事件に關し法律上得たる議長の權理は殆ど全く之を用ゐたるとあらずして他の一員に縣知事の代理を委任し議長の職を執らしむるを常とす、縣參事會存廢の議に就ては近時に至るまで廢止論盛行はれ其の主眼と

する所は此の制度の不當なることは明かなりと謂ふの一點にありき佛國行政法の著述家ドグロク氏揚言して曰く世人は先づ問はざるべからず此事件(行政裁判)を獨立の行政裁判廳に委任するを欲するならんには何故に之を獨立の裁判所の手より奪ひたるかを、蓋し此の制度は自己の眼前に現はれたる材料に就て苦心攻究して始めて處置し得るもの(司法裁判所)よりも寧ろ其道に明かなるもの(行政裁判所)をして事に當らしめんとすの趣意に基きたるにはあらずして却て行政廳の手に因れる國權の運用は獨立の裁判所の偏頗なき審査を受くるに堪ゆる能はずとの趣意に基くものと謂はざるを得ず而して又刑事及び純粹の私法上の争訟に於ては利害の如何を問はず公共の安否を顧みることなき専制權の行はれざるべからざるに反し公共の事情と結合したる權理の關係に至ては權理にも公共の安全にも同時に適すべき折衷主義に従て審査せられざるべからざるの趣意に基くものなり且

つ又た行政は其司法的作用に於ては裁判所と等しく何等の羈束を受
 くることなく法律を應用するを得るに拘らず疑はじき場合には公共
 の安全に重きを置き之をして勝利を得せしむるの趣意に基くものな
 りと歳月を経るに隨ひ縣參事會は漸次主動的行政に參與することゝ
 なり而して縣知事は凡ての場合に於て合議体の會議を請求するの權
 理を有し多くの場合に於ては合議体の會議を請求するの義務を負ふ
 をこととなれり而て又縣知事の代理者、大書記官の代理者、郡長の代
 理者并に各種行政事務官の設けらるゝこととなれり、かゝる制度に對
 し反對論の起るは亦た異しむに足らず而して其の反對論の主義は千
 八百七十二年に至り遂に地方分權委員より提出せられたる法律案中
 に採用せられたり此の法律案は縣參事會を廢止し其の權限に屬する
 事件は之を通常裁判所に移さんとするにありき、
 縣參事會に於ける訴訟手續は千八百六十二年及び千八百六十五年

至るまで特に規定せられたるものあらざりしヲフエルリ氏の言に
 依れば其の手續は極めて簡易なるものにして今日佛國民事訴訟法の
 三要素たる公開、口頭辯論及び政府代表の手續は未だ行はるゝに至
 らざりし然るに千八百六十二年十二月三十日の命令を以て此等の手
 續は縣參事會に於ける訴訟手續中に加へられ千八百六十五年六月二
 十一日の法律并に同年七月十二日の命令を以て詳細の規定設けられ
 たり

參事院は第二審及び終審の行政裁判廳にして又た或る場合には始審
 且つ終審の裁判廳なりとす其の裁決は裁判長及び六名の評定官より
 成れる審判局に由て行はれ又た或は審判の爲め特に開かれたる參事
 院會議に由て行はる、此の會議は參事院大會とは自ら異にして夫の審
 判局の評定官六名と他局の評定官八名とを以て組織せらる、此の八名
 の評定官は其の局長と參事院副議長との合意を以て之を任命するも

のとす往時此の會議の議長職は司法大臣之を行ひ且つ其の議決は國長の認可を要するものにして即ち參事院の裁決は唯一の草案として看做され國長の署名を待て始めて有効となるものなりしが近時の改革に依り議長の職は參事院副議長之を行ひ參事院の裁決は直に効力を有することとなり行政裁判事件に就ては參事院稍獨立の一機關となれり然れども國長の認可を廢したるの一事は唯々學理上價值あるものにして實際に於ては此の改革前と雖も國長が參事院の議決を變更するか如きは始と全く之れあらざりしなり。參事院に於ける行政裁判の手續は千八百六年七月二十二日の命令に由て特に規定せられ其後千八百三十一年二月二日の法律及び千八百六十四年十一月三日の法律を以て改正せられ今日行はるる所の者は千八百七十二年五月二十四日の法律及び千八百七十二年八月二十一日并に千八百七十九年八月二日の命令に基くものなり。然れども參事院評定官は縣參

事會の參事會員と同じく漸次獨立の性質を失ひ縣參事會員に比すれば寧ろ主動的行政に干與すること多く且つ立法にすらも關涉することとなれり。審判局の掌務は凡ての場合に於て事件を審査し之が判決案を具し之を參事院會議に報告するにあり然れども又た重大ならざる而かも迅速を要する事件(實際は事件總數の半を占む)に就ては、殊に租税に關する事件に就ては審判局自ら裁決す、他局の評定官は二年毎に其の半數更迭せしめらるゝに審判局は之に反し永續的及び法官的性質を有するものとす、審判局は其の局に於て裁決したる事件の更に參事院會議に於て審判せらるゝに際しては之に參與するを得ざるものとす

佛國行政裁判所の權限は一種特別のものにして先づ財産法上の人としての國家に關する事件を審判するにありとす故に他國に於ては多くは通常裁判所に屬すべき事件も佛國に於ては行政裁判所之を管轄

す佛國の民事裁判所も亦た固より國家の財産に關する事件は之を管轄し國有の森林及び鑛山等の所有權に關する争訟、其の境界又は分合に關する争訟の如きは通常裁判所に屬すと雖も國家の行政權が問題となりたる場合、故に公共の街衢、河川、溝渠、埠頭、堡塞、公共の建物、公共文庫の圖書或は公共の地役に關する争訟の起りたる場合は行政裁判所の權限に屬するものとす佛國の主義に據れば公共財産の分界を宣告するは或は行政の事項たり或は行政裁判の事項たり故に契約法に依れば國家が不動産の賣手として又は動産の買手として争訟の起りたる場合には通常裁判所權限を有し若し國家が動産の賣手として又は不動産の買手として現はれたるときは行政裁判所權限を有するものとす、又た交換に關しても右と同一の主義に依て權限は定めらる、又た物件の賃貸より生ずる訴訟は凡て通常裁判所に屬し國家が其の賃貸者たると賃借人たると將た其の動産に關するると不動産に

關するを問はざるなり此の場合に於ては國家は決して威權者として臨まず唯々一個の所有主として現はるゝものとす之に反して人力の賃貸に就ては行政裁判所權限を有するを常とし下級の官吏、國設工場、職工及び國有戲場の俳優の傭入、特に人力賃貸の重要な種類にして國家が一部專權を有する交通事業に向ては行政裁判所之を裁決するものとす然れども公共の工事にして國有の土地に於て國家より行はるゝときは之を裁決するの權限通常裁判所に屬するものとす其他契約上の事件に關しては右の類例に倣ふて權限を定むべきものとす

行政裁判權は獨り民事裁判の上に及ぶのみならず刑事裁判の上にも及ぶものとす即ち違警罪の多數特に道路警察及び運送警察に關する犯罪は行政裁判の權限に屬す

佛國の行政裁判權は此の如く民刑事の上に及ぶにも拘らず國權の執

行に際して個人の権理の害せられたる場合に關しては行政裁判の權限甚だ制限せられたるものなり此の本來の行政裁判權は佛國に於て其の發達殊に著しからざるものとす

然れども此の欠點は一の方法に由て甚だ有効に補充せらる、其の方法とは參事院が始審且つ終審として極めて廣き權限を賦與せられたること是れなり、參事院は列舉せる法條に依るにあらずして原則を基礎として裁決す此の權限は初め參事院が千七百九十年十月十四日の法律を根據として主張したるに起因し後ち千八百七十二年五月二十四日に至り法律を以て規定せられたり佛人曰く「參事院は行政上各種の勢力に出づる行爲に對し『權力の濫用』を廢止せんとする必要より建てられたる制置」なりと、權理に對する參事院の監督は此の主義に基きたるものにして一の例外もなく凡ての行政機關の上に及び國家の官吏殊に國務大臣の上にも、選舉に成れる地方機關の上にも又た

行政廳の上にも、行政裁判廳の上にも及ぶものとす此の如き保障を必要ならしむるものは所謂『權力の濫用』にして『權力の濫用』は先づ權限を有せずして權力を使用したるときに現はる、故に縣知事が町村長の代りに地方警察規則を發したるとき或は國長の命令を要件とするにも拘らず之れなき場合に縣知事が公共の事業を起したるとき或は縣知事が通常裁判所の權限を侵して水車主と原野主との間に於ける水の使用に關する權理を規定したるとき或は縣知事が新なる地役を行ふに因て例せば公共の道路に風車を設くるを禁するに因て立法權を行ひたるるときに現はるゝものとす、次に『權力の濫用』は法律に規定せられたる方式に違犯したる場合に現はる、故に法律に於て豫め受くるを必要としたる同意を得ずして行政規則の執行せられたるとき即ち參事院の認可を得ずして行政規則の發布せられたるとき又は豫め誠告せずして納税の強制執行をなしたるとき或は縣會が町村會の

意見を問はずして公共の道路を開設したるときに現はる。次に『權力の濫用』は當該行政機關が其の有する権限内に運動し且つ法律上の規定に従へたるにせよ其の行爲が法律の精神に反したるときに現はるゝものとす嘗て鐵道場運搬車の事に就き縣知事の處置を參事院の否認したる場合の如きは其の著名なる一例なり法律に依れば縣知事は公私の運搬器具を鐵道場内に入るゝこと置くこと及び運轉することに就き規定を設くるの權あるものとす而して公共の利益上通常の事務を執るに夜間と雖も安穩ならしめんか爲に各鐵道會社は各種運搬車の鐵道場内に入るを禁止唯々一二の事業に關するものゝみに入るの特權を與へんことを望み且つ工部卿も亦た他の運搬車の鐵道場内に入るを禁すべきの命を縣知事に下したり然るに各地方、殊にフオンター子ブリュに於てホテルの主人等は此の禁制を犯して其の車を入れたるが爲め犯則として訴へられ裁判所は縣知事の處置を以て

正當と認めたり然るにホテルの主人等は縣知事の處置を不當として參事院に起訴したるに參事院は縣知事の處置を不法と裁決したり其の理由は縣知事は車の運轉の便否上に注意するの權あるも特權を與ふるの權なしと謂ふにあり縣知事は特權をは鐵道會社と結ひたる約束に基くものとして之を維持せんと試み裁判所に於ては再び勝利を得たるも參事院に於ては再び敗訴したり蓋し此の場合の如きは行政裁判の權限の大なるを示すのみならず個人の權理が通常裁判所に由てよりも寧ろ行政裁判所に由て有力に保護せられたるを示すものなり

第八節 普國の制度

普國に於て行政裁判の制度を立てたるは内務行政改革の時にあり千八百六十九年十月を以て議院に提出せられたる郡制の第一草案に依れば從來多くは縣廳に屬したる普通行政事務の多數を郡參事會に

委任し尙ほ其他の事件をも委任したるが其之を委任するに當ては純粹の行政事件と行政争訟事件との區別を立てず兩事件に向ての手續も亦た同一なるものにして其の規定は命令を以て之を定むべきものとせり

千八百七十一年十二月に提出せられたる第二草案は第一草案に修正を加へたるものにして其の要點は郡參事會の處務規程を定むるに法律を以てし純粹の行政事件と行政争訟事件との區別を立て純粹の行政事件に關する郡參事會の處分に不服なるものは縣廳に控訴し行政争訟事件に關する郡參事會の裁決に不服なるものは行政裁判委員に控訴するを得るものとせるにあり此の第二草案は衆議院を通過したれども貴族院の反對に逢ふて成立するに至らざりし

千八百七十二一年十一月十六日政府は三たび草案を提出したり此の第三草案は第二草案と殆んど同一のものなりしが兩院を通過して千八

百七十二一年十二月十三日に至り裁可を得、郡制として公布せられたるなり

此の如く郡制に由り行政裁判の端緒開かれたる後千八百七十五年七月三日の行政裁判法出で之に依て行政裁判の制度組織せられ審判の章程規定せられたり而して純粹なる行政事件と行政争訟事件との分割、最下級に於ては唯々手續の上のみ行はれ郡參事會は行政廳にして兼ねて又た行政裁判所たりしも中等級に至ては兩事件に向ての各別の官衙駢立し行政争訟事件は縣行政裁判所之を裁決し純粹の行政事件は縣參事局之を裁決したり當時議院に於て此の如く一縣内に角立せる二箇の衙門を設くるは徒に事務の繁劇を加ふるのみならず權限争議を構ふるの階梯なれば縣行政裁判所と縣參事局とは之を合併すべしとの議論ありしも、裁判的事務に従事するもの、資格と純粹の行政事務に従事するもの、資格とは全く相異なるものあるに此の

兩事務を一身に兼任するは爲し得べからざる事となりとの説勢力を得て實行せらるゝに至れり次で千八百七十六年七月二十六日裁可の權限法出て各般の事項に關して行政争訟事務と純粹の行政事務とを分別し以て行政裁判所に屬するの事件と行政廳に屬する事件とを詳定したり

千八百八十年七月二十六日の地方官政組織法及び千八百八十年八月二日の改正行政裁判法を議するに際し中等審級の組織に關する問題は議院に再燃したり而して委員會は畫一に施行せられたる縣參事會を以て中等審級となすに決し保守黨は縣行政裁判所と縣參事局とを合して一となし知事を以て之が長とし而かも行政事件と争訟事件との區別は之を存し相當の手續を定めて之を處決せしめんととの議を起せしが然れども兩説共に成立するに至らずして現行の制度は維持せられたり

其後政府は各州會の希望を容れ千八百八十二年十二月十九日を以て三箇の法律案を提出したり即ち千八百八十年七月二十六日裁可の地方官政組織法改正案、千八百七十五年七月三日並に千八百八十年八月二日裁可の行政裁判法改正案及び行政廳及行政裁判所權限法案是れなり蓋し政府が此の三法律案を提出したる所以のものは要するに争訟行政事務と非争訟行政事務との區別を廢し縣參事局と縣行政裁判所との兩廳を合して一となさんとするにあり然るに衆議院は縣參事局と縣行政裁判所とを合併するに就ては異議なかりしも争訟事務と非争訟事務との區別を廢することには堅く同意を表せず且つ各議案の編纂上大に修正を加へ地方官政組織法の名を改めて地方行政條例となし行政裁判法中行政裁判の手續に關する箇條は更に悉く地方行政條例中に編入したり但し高等行政裁判所に關する條款は千八百八十年八月二日の舊法を存せり而して權限法に關しても多少の修正

を加へて衆議院を通過し貴族院亦た之に同意を表し地方行政條例は千八百八十三年七月三十日を以て裁可を得、權限法は同年八月一日を以て裁可を得、共に九月一日を以て公布せられたり該地方行政條例に依れば縣參事會は縣知事と參事會員六名とを以て之を組織し縣知事を以て之が議長とす右六名の參事會員中二名は終身官にして國王之を任命す内一名は裁判官たるべき能力を有し他の一名は高等行政官たるべき能力を有するものとす而して國王は此の二名中より縣知事の議長としての代理官を選任す之を行政裁判主事と稱す其他縣知事の參事會に列するときの代理者及び右終身官二名の臨時代理者として國王は縣參事會所在地に奉職する裁判官若しくは高等行政官の内より代理官を選任す此の代理官の任期は參事會所在地に於ける本官に准ずるものとす其他の參事會員四名は六箇年の任期を以て州參事會に於て其管轄縣内の人民より之を選擧じ之を代理すべき四名の

豫備員も亦た州參事會に於て選舉するものとす此の縣參事會は郡參事會の第一審に對する第三審級にして或る場合に於ては第一審級なりとす

千八百七十二年十二月十三日の郡制は千八百七十五年以來數回の改正を経たり即ち千八百七十五年七月三日の行政裁判法に依り及び千八百七十六年七月二十六日の權限法に依り改正せられたるか政府は更に必要を認めて郡制改正案を提出し議會の議決を経て千八百八十一年三月十九日を以て裁可を得、之を公布したり同制に依れば郡長及び六名の職員を以て郡參事會を組織し此の六名は其郡の人民中より郡會之を選擧するものにして其の任期は六年なりとす又た市に於ては郡制第七十條に基き千八百八十三年七月三十日の地方行政條例第三十七條及び第三十八條に依り市參事會を組織す市參事會は市長若しくは法律に定めたる市長代理者を長とし市廳に於て其の職員

中より選舉したる四名の參事會員より成立す此の參事會員の任期は其の本職の任期に准す又市長一人にして専ら市廳の事務を擔任する市にありては會長を除き他の職員は市會に於て市民中より之を選舉す其の任期は六ヶ年なりとす市參事會及び郡參事會は行政訴訟の第一審級なりとす

高等行政裁判所は千八百七十五年七月三日の行政裁判法を以て始めて組織せられ千八百八十年八月二日の改正行政裁判法に由て改正を加へられたり高等行政裁判所は長官一名各局長及び評定官若干名より成る此の諸員中一半は裁判官たるべきの能力を有し一半は高等行政官たるべき能力を有するものとす何れも國王の任命に出で任期は終身なりとす高等裁判所は之を數局に分つことを得べく各局の常員は行務年度の初めに於て上局之を定む上局は長官各局長及び舊任の職員一名を以て之を組織す上局は多數に依て事を決し同數なるとき

は長官之を決す長官は總會并に其所屬の局に於て議長となり他の局に於ては局長議長となる高等裁判所に於て裁判事務を決議するには出席員五名以上を要す但し決議の時には參決の權あるもの、員數必ず奇數なるべきものとす總會に於て争訟を決するには總員三分の二以上の出席を要す高等行政裁判所は控訴廳及び上告廳なりとす行政裁判所の權限に關しては普國は所謂列記法の主義を取れり千八百七十五年七月三日の行政裁判法は其第一條に於て争訟行政事務に關する裁判は行政裁判所之を行ふことを規定したり然れども其の争訟行政事務なるものは如何なる性質のものなるやは未だ之に因て知り得べからざるなり又千八百七十六年七月二十六日の權限法に明記したる争訟行政事務なるものを視るに多くは公法上の權理義務の紛争に屬するものなれども亦た往々法理に依らずして利害便否若くは情義に基きて判決すべきの事務もあり或は民事訴訟の假裁決を行政

裁判所に委任したるもあるなり又千八百八十年八月二日の改正行政裁判法第一條には法理の指定したる公法上の要求及び義務の争訟事務は行政裁判所の判決すべきものとすとあれども是れ亦た争訟事務とは如何なる性質のものなるやを詳悉したるものと謂ふを得ず又た公法上の要求及び義務に關する争訟は總て行政裁判所の權限に屬すべしといふの結果を生するにあらず何となれば法律に指定して行政裁判所の權限に屬せしめたる事件に限りて裁決すべしとの明文あればなり其他千八百八十三年七月三十日の地方行政條例及び千八百八十三年八月一日の權限法に視るも争訟事務とは法律の規定する所に從ひ行政裁判所郡參事會縣參事會及び高等行政裁判所に於て行政裁判法に由て處理すべき事項を謂ふと云ふに過すして即ち外形上より争訟事務の意義を定めたるに過ぎずして性質上より之が定義を下したるものはあらず然りと雖も前記の諸法律及び二三の特別法に於て

争訟事務として指定したるものと性質に就て觀察するときは其の大率は公法上の權利義務に關する争訟即ち純然たる行政争訟事件にして其の他の行政裁判事件は除外例たるを知るべきなり而して其の所謂行政争訟事務なるものは權限法、地方行政條例、郡制、州制、其他各種の法律に詳記せり然りと雖も警察上の處分に依り自己の權利を害せられたりと思惟する場合には總て行政訴訟を許したるを觀れば此點に於ては概括法を採用したるものと謂ふべきなり

行政訴訟手續に關しては千八百八十三年七月三十日の地方行政條例に規定あり即ち行政上の處分、指令、決議に對する第一の上訴は訴願若しくは行政訴訟にして行政訴訟を許したる場合には訴願を許さざるものとす郡參事會、縣參事會又は州參事局の決議に對する訴願及び行政訴訟又は口頭審問請求の期限は二週日とす、訴願、行政訴訟又は口頭審問の請求をなしたるときは先きの處分、指令又は決議の施行は之を中

止す。但し其の處分指令又は決議をなしたる廳に於て公安上必要なりと認むるときは此限にあらざるものとす。行政裁判所の裁判の執行は初審に於て其の事件を裁決したる官廳の名を以て議長之を命す此の命令に對する訴願は原との官廳に於て之を裁決す此の裁決に不服なるものは二週日以内に所轄上廳に訴願することを得、此の上廳の裁決は終局なりとす。

行政訴訟は書面を以て管轄裁判所に提起す、裁判所に於て訴件を受理したるときは指定書を作り理由を辨明して之を被告人に下附し原告に訴訟願下の手續をなさしむべし。若し原告其指令に不服なるときは二週日以内に口頭審問を請求し又は裁判所の裁判に對すると同様の上訴をなすことを得、口頭審問の請求ありたるときは先づ之に着手すべし。第六十四條口頭審問の請求をなさず又他の上訴をもなさざる時は終局判決と同一の効力を生ず、原告又は被告より口頭審問の請求

をなさざる時は原被告の開陳に據り理由を具したる指令書の様式を以て裁判するを得、第六十七條口頭審問は公開廷に於て之を行ひ公衆の傍聽を許す、郡參事會の行政訴訟の裁決又は第六十四條及び第六十七條の場合に於ける指令に不服なるときは原被告は縣參事會に控訴することを得、縣參事會の初審に於てなしたる行政訴訟の裁判又は第六十四條及び第六十七條の場合の指令に不服なるときは原被告は高等行政裁判所に控訴することを得、原告又は被告より控訴したるときは控訴廳に於ては第六十四條及び第六十七條の規定を准用す、但し其指令に不服なるときは口頭審問を請求することを得、縣參事會の第二審の裁判に不服なるときは原被告は高等行政裁判所に上告するとを得、高等行政裁判所にして其上告を正當と認めたるときは原裁判を破毀して事實明瞭なるときは直に訴件の曲直を裁判し、若し事實明瞭ならざるときは第一審と第二審とを問はず適宜の裁判所に回附して

其裁決を改めしめ且つ裁判手續に重要な欠點ありと思料するとき
 は更に其手續を爲さしめ若くは之を補はしむ(第九十九條行政裁判の
 有効の判決に不服なるものは民事訴訟法に於ける無効訴訟若くは回
 復訴訟と同一の理由同一の範圍同一の期限を以て再審の訴訟を提起
 することを得其管轄は高等行政裁判所に限るものとす若し高等行政
 裁判所にして其訴訟を正當と認むるときは原裁判を破毀し第一審と
 第二審とを問はず適宜の裁判所をして其裁判を改めしめ且つ裁判手
 續に重要な欠點ありたるときは更に其手續をなさしめ又は補はし
 む(第百條第九十九條及び第百條の場合に於ては訴訟の回附を受けた
 る裁判所に於て再び裁判をなし又は原裁判を改むるに高等行政裁判
 所の破毀の理由に據るべきものとす)

第九節 日本 の 制度

我國に於て行政官廳に對し訴訟を提起するを許したるは明治五年を

以て始めとす當時司法省は第四十六號達を以て地方官に對し訴訟を
 提起せんと欲するものは通常裁判所に訴狀を差出し之が裁判を受く
 べきことを達したり然るに其の訴訟一時に増加し爲に行政官は司法
 官の牽制を受くるの弊を生ずるに至れり是に於て明治七年司法省第
 三十四號達を以て始めて行政裁判の名稱を附し地方官に對する訴訟
 は司法官に於て之を具狀し太政官の意見を聽きたる後に判決すべき
 こととなせり其後太政官の指令及び司法省の達并に指令は漸く慣例
 を作り郡區戸長を被告とする訴訟は始審裁判所に之を提起し府縣知
 事以上に對する訴訟は之を控訴院に提起すべきこととなり而して當
 該裁判所は之を司法省に具狀し司法省は之に意見を附して閣議に提
 出し以て其の受理すべきや否やを決し其の受理すべしとの決定あり
 たるものに就ては更に同一の手續を経て之を裁判することとなり故
 に當時に於ては訴訟の受理及び判決は一に内閣の裁定に因りたるも

のと謂ふべきなり明治二十三年六月二十八日法律第四十八號行政裁判法の發布せられ同十月一日を以て施行せらるゝに及て始めて獨立の行政裁判所の設立を見るに至れり

行政裁判所は長官一人評定官十一人外に書記十五人を以て組織せらる明治二十三年六月二十八日勅令第百十一號長官及び評定官は三十歳以上にして五年以上高等行政官の職を奉じたるもの若くは裁判官の職を奉じたるものにして内閣總理大臣の上奏に依り任命せらるる任期は司法裁判官の如く終身にして刑法の宣告又は懲戒の處分に由るにあらざれば其意に反して退官轉官又は非職を命せらるゝことなし又公然政事に關し又は商業を營み若くは利益ある他の公務に就くを得ず其の裁判は五人以上の列席合議を要するものにして辯護人は行政裁判所の認許したる辯護士に限るものとす

行政裁判所の權限に關しては第十五條に於て列記法を取れり曰く行

政裁判所は法律勅令に依り行政裁判所に出訴を許したる事件を審判すど而して行政訴訟を提起するには法律勅令に別段の規定ある場合の外は先づ訴願を爲して其裁決を受くるを必要とせり即ち行政裁判は或る特別の事件に就ては初審の裁判にして又同時に終審の裁判なりと雖も其他の事件に就ては訴願は始審にして行政裁判は終審なりとす但し各省大臣の處分又は内閣直轄官廳又は地方上級行政廳の處分に對しては直に行政訴訟を提起するを得然れども各省又は内閣に訴願したるときは行政訴訟を提起するを得ざるものとせり蓋し各省大臣及び内閣の裁決と行政裁判所の判決との衝突を避けんが爲めなるべし

行政裁判法は第十五條に於て列記法を取れるものなれども又概括主義に據れるものあり明治二十三年十月九日の法律第百號之を示せり曰く法律勅令に別段の規定あるものを除く外左に掲ぐる事件に付行

政廳の違法處分に由り權理を毀損せられたりとするものは行政裁判所に出訴することを得

一、海關稅を除く外租稅及手数料の賦課に關する事件

二、租稅滯納處分に關する事件

三、營業免許の拒否又は取消に關する事件

四、水利及土木に關する事件

五、土地の官民有區分の査定に關する事件

之に依て是を觀れば我行政裁判法は列記主義と概括主義とを折衷したるものなり其他行政裁判所に出訴するを得るの場合は市制第五條第八條第三十五條第六十四條第六十六條第七十八條第百五條第百六條第百十八條第百二十四條第百二十五條、町村制第五條第八條第三十七條第六十八條第七十八條第百五條第百二十二條第百二十八條第百二十九條、郡制第十五條第三十五條第七十三條第七十五條、府

縣制第十四條第六十九條第八十四條等是れなり

行政訴訟は不服なる處分に對して先づ訴願をなし地方上級行政廳の裁決を経たる後始めて之を提起するを得ること前項既に述ふる所の如し而して其の出訴期限は行政廳に於て處分書又は裁決書を交付し又は告知したる日より六十日以内とす其の訴狀には原告の身分職業住所年齢被告要求の事件及び其理由立證年月日を記載し正副本二通に原告の經歷したる訴訟書裁決書及び證據書類を添へ之を差出すべし行政裁判所に於て其訴訟を受理したるときは副本を被告に送付して答辨書正副を差出さしめ其副本を原告に送付す而して行政裁判所に於て必要と認むる場合に於ては原告をして其答辨書に對し辨駁書を差出さしめ又此の辨駁書に對し被告をして再び答辨書を差出さしむ若し第三者にして訴訟事件に利害の關係を有するの故を以て其の訴訟に参加せんことを出願するときには行政裁判所之を許可するとを

得、行政裁判所に於て原被告の差出したる訴狀答辨書其他の書類に依り下調をなしたるときは口頭審問を開き原被告及び關係ある第三者をして公開廷に於て口頭辨論をなさしむ而して口頭審問の期日に原被告又は第三者の出延せざるものあるも行政裁判所は審問を中止せず出延したるものよみの辨論を聽て判決するを得若し又關係人悉く出延せざるときは時宜に依り全く審問を行はずして直に判決することを得行政裁判所の判決は其の訴訟事件に關する行政廳を羈束するの効力あるものなるを以て行政廳は其判決に基き其處分を取消し又は改正せざるべからず然れども行政訴訟の提起は行政廳の處分又は裁決の執行を停止することなし

行政裁判法第十七條に曰く行政訴訟は法律勅令に特別の規定あるものを除くの外地方上級行政廳に訴願し其裁決を経たる後にあらざれば之を提起することを得ずと吾人亦た隨て言へり訴願は始審にして

行政裁判は終審なりと故に行政裁判を講ずるに當ては必ず訴願の事に涉らざるを得ず

訴願とは上級行政廳の監督權に訴へて下級行政廳の處分を取消し又は變更せしむるを謂ふ而して何如なる處分に對して訴願をなし得るかと謂ふに明治二十三年十月九日法律第百五號訴願法第一條は之を規定して訴願は法律勅令に別段の規定あるものを除くの外左に掲ぐる事件に付之を提起すること得

- 一、租税及手数料の賦課に關する事件
- 二、租税滯納處分に關する事件
- 三、營業免許の拒否又は取消に關する事件
- 四、水利及土木に關する事件
- 五、土地の官民有區分に關する事件
- 六、地方警察に關する事件

其他法律勅令に於て特に訴願を許したる事件

と曰へり而して其法律勅令に於て特に訴願を許したる事件とは例せば市制第八條第四項第三十五條第六十四條第一第七十八條第一百五條第二百二十四條町村制第八條第四項第三十七條第六十八條第一第七十八條第一百五條第二百二十八條等の如き是れなり

訴願法第二條に曰く訴願せんとするものは處分をなしたる行政廳を經由して直接上級行政廳に之を提起すべしと行政廳とは國家の行政を執行する官廳を指稱するものにして地方自治の機關たる府縣市郡參事會及び市町村長の如きも其國家の行政を委任せらるゝの點に於ては行政廳の部類に屬するものなり而して是等の處分及び裁決に對し訴願を提起するを得るの場合は市町村府縣郡制に一々之を明示せり但し府縣參事會の裁決に對しては訴願を提起するを得ざるものとす訴願法第二條は單に「處分」と曰へり故に訴願は行政裁判に於けるが

如く必ずしも處分の違法を必要條件とするにあらず其處分は不公平なりとか處分の目的に反するとか又た自己に不利益なりとか言ふを理由として訴願を提起するを得るなり唯々其事件は法律勅令の訴願を提起するを許したるものなるや否やを顧みるべきのみ
 訴願は法律勅令に別段の規定あるものを除く外行政處分の執行を停止せず然れども上級行政廳に於てなしたる裁決は下級行政廳を羈束するか故に訴願法第十六條下級行政廳は上級行政廳の裁決に従て先になしたる處分を取消し又は變更せざるべからざるものとす
 訴願提起の方法は文書を以てす而して其訴願書には處分若くは裁決に不服なるの要點理由要求及訴願人の身分職業住所年齢を記載し之に署名捺印し證據書類を添へ且つ下級行政廳の裁決を経たるものは其裁決書を添ゆべきものとす訴願書にして侮辱誹毀に渉るものは受理せられず又法律勅令に依て訴願を許さざるもの又は適法の手續に

違背したるものは却下せらるべし、訴願提起の期限は行政處分を受けたる後六十日以内にして上訴の期限は裁決を受けたる後三十日以内なり、但し法律勅令に特に其期限を規定したるものは其明文に依らざるべからず郵便を以て訴願書を差出す場合には郵便遞送の日數は期限内に算入せざるものとす、訴願は行政廳に於て必要と認むる場合の外は口頭審問をなさず文書に就て裁決し、其裁決亦た文書を以て之をなし、其裁決書は先に處分をなしたる行政廳を経由して訴願人に交付せらるゝものとす。

第三章 權限裁判

司法、行政及び行政裁判の限界は甚だ錯雜したるものなるが故に一事件の司法に屬すべきか、行政に屬すべきか、將た又た行政裁判に屬すべきかに就き容易に爭議の生ずるは言を換たす而して此の爭議を名け

て權限爭議と謂ふ。此の如き權限の爭議は之を分て二種となすことを得、即ち一は權限ありと主張するものにて之を稱して積極的權限爭議と謂ひ、一は權限なしとして事件を拒絶するものにて之を消極的權限爭議と謂ふ、然れども此の消極的の場合に於ては本來爭議の成立するにはあらず、何となれば兩個の權力相衝突するにあらずして單に裁判を拒絶するに過ぎざればなり。

吾人は先づ積極的權限爭議に就て講究せん、就中先づ純然たる行政廳と裁判廳との間に於ける積極的權限爭議に就て講究せん。積極的權限爭議を裁決するの制諸種あり、第一は國權を掌握する首長之を裁決す、即ち君主國に於ては君主之を勅裁し、共和國にありては立法院之を裁決す、而して之を裁決するに何等の制限をも立つることなく、一に首長の獨斷に任するあり、又或は一種の制限を設けて參事院の

同意を必要の條件とするものあり此種の制度は佛國に於て革命の前後に行はれたるしが千八百七十三年以來廢止せられたり伊國に於ては千八百五十九年のヲタツチ律に因て行はれたることあり普國に於ては千八百二十八年六月三十日の勅令を以て此制を施行したるも千八百四十七年に至て之を廢止したり獨り瑞西國の各州に於ては今日尙ほ此制を行ひ所謂大參事院に於て裁決す惟ふに此の制の如く政治上の權力をして裁決を專任せしむるに於ては法理上の是非を究極するよりも寧ろ政治上の利害を標準として裁決を下すに至るべきは數の免れざる所なり

第二の權限裁判法は通常裁判所に由て通常の訴訟手續に従ひ裁決するものなり故に此法に依れば司法權は他の訴訟に對すると同じく十分獨立して權限問題を裁決するものなり蓋し此法は公共の行政を以て全く一私人と同一視するに基く故に此法に據るときは司法權の爲

に行政權の侵害せらるゝ虞あり又一私人は自ら裁決を下さんか爲に事件を召致する能はざるものなるに行政は裁判官の權限を争ふことを得るのみならず自ら其權限あることを主張するを得るものなり又一私人は訴訟對手人に抗争して裁判官に抗争するものにあらざるに行政は裁判官其者に對して争訟を開くものなるを以て私人訴訟の場合に於ては裁判官能く獨立して不偏不黨の裁判を下すことを得るも行政争訟の場合に於ては裁決上偏頗なきを保せざるなり故に此の第二種の權限裁判法は司法權の行政權を侵害するの虞なきにあらず然れども此法を主張するの論者は一に裁判官の義務心に信賴して以て自ら安んずるなり此の法たる曾て行政と司法との分界確立せざりし獨逸の各小邦に行はれたる然れども最高等の裁判所に權限争議の裁決を委するの制は英國白國及び和國に往時より行はれ近時に至ては伊國亦た之を採用したり伊國に於ては千八百七十七年四月七日の法

律を以て権限争議の裁判權を樞密院の管轄より移して羅馬大審院に委し羅馬大審院はトウリン、フロレンツ、チアール、パレルモの諸大審院との聯合庭に於て裁決することとなせり而して権限争議の提起に關しては第一審に於て事件の未だ確定判決を得るに至らざる間は訴訟關係人たる行政廳之を提起するを得るのみならず終審判決に依りて其權限の既に確定したる場合を除くの外其事件の訴訟中何時にても之を提起するを得るものとせり

又千八百七十七年の獨逸帝國裁判所構成法は其の主義に於ては伊國等と相等しきものと謂はざるを得ず同法第九條第一項に曰く司法裁判を仰ぐことを得せしむべきや否やに關しては裁判所之を裁決すと然れども此の原則は實際上重大の効用あるものにあらず何となれば其第二項に於ては権限争議の裁決を他の官廳に委任すべきの權を各聯邦の立法權に附與したればなり又裁判所構成法施行規則は第十七

條に於て從來既に設置せられたる官廳を改革して之に権限争議を管轄せしむることを得べく此の場合に於ては各邦君主の勅令を以て之を定むべきことを規定したればなり要するに通常裁判所に於て権限争議を管轄するは今日僅に二三の小邦に過ぎざるものとす
第三の権限裁判法は権限争議の裁決を樞密院に委するものにて千八百六十五年の伊國法律の如き是れなり此の第三法は第二法と全く相反するものにして第三法に於て行政權の司法權の侵害を受くるの虞れあると同じく第三法に於ては司法權の行政權の侵害を受くるの虞れなきにあらざるなり蓋し此の第三法も亦た第二法と同じく一に當該官の權利心と義務心とに信頼するの外なきものとす而して我國に於ては明治二十三年六月二十八日法律第四十八號第四十五條に依り此の第三法を採用したることは明かなりと雖も將來特に権限裁判所を設くることも亦た同條及び第二十條に依て明かなり

権限裁判法の第四種は司法官と行政官とを以て組織したる一種の官廳即ち所謂権限裁判所を設けて之をして権限争議を裁決してしむるものなり此の法たる前顯諸種の法に比すれば最善のものなるべし此の権限裁判法は普國に於て千八百四十七年四月八日の法律に由て行はれたり同法律に依れば権限裁判所は樞密院の議長書記官長及び其他の樞密院職員中九名を以て組織せられ此の九名中五名は司法官たるの資格を有し四名は行政官たるの資格を有するものならざる可らず裁判手續は秘密にして書面上の審理に依るものとす権限争議の提起は事件の未だ確定判決を受けざるの間は訴訟中何時にても之を行ふことを得るものとす故に事件の特別裁判を受くべきものなりとも又た事件が終審の審理に移りたる場合と雖も其事件に關する権限問題は凡て此の権限裁判所の判決を受くことを得唯々一の除外例とも謂ふべきは行政廳が訴訟關係人たることを得べきものにあらず

として其申立を棄却せられたる場合及び行政廳が其提出したる司法裁判を仰くことを得べき者にあらずとの抗告を棄却せられたる場合なりとす而して此の制度たる普國憲法第九十六條に依て憲法上の制度となれり同條に曰く行政廳と司法廳との間に権限の争議生したるときは法律に因て指定せられたる裁判廳之を裁決すとされは主義上此の條項に抵觸する制度例せば通常裁判所に於て権限争議を裁決するか如きは先づ憲法を變更したる後にあらざれば能はざるものとす然れども是れ獨逸帝國裁判所構成法第十九條と抵觸するものにあらず何となれば同條は各聯邦の立法に十分なる自由を與へ從來の特別官廳に改革を施して之に権限争議の裁決を委ぬることを得せしめたるも而かも之に負はしむるに聯邦の法律上從來行はれたる制限に服従すべきの義務を以てしたればなり願ふに嘗て世人は此の権限争議を裁決すべき特別官廳あるときは爲めに司法の権限、侵害せらるべき

を憂ひ之が組織を論難したることありしが爾來此の官廳の下したる
 裁決は皆管轄の當否に關するものにして法律上の規定を正當に解釋
 したるものにあらざるはなしされは假令司法が侵害を受くるか如き
 ことありとするも此の官廳あるが爲めなりと謂ふことを得ず若し今
 日尙ほ此の官廳を廢すべしと論ずるものあらんか是れ其の廢止に因
 りて得る所は司法の爲に却て失ふ所たるを知らざるものなり立法の
 性質如何に依りては司法が侵害を受くる虞れなしとは斷すべからず
 と雖も權限爭議に對してかゝる憂虞を抱き其罪を此の官廳に歸する
 は誤解の甚しきものと謂はざるべからず且つ其の非難の論據たる弊
 實を出て、更に弊實に入るものと謂はざるべからざるなり
 普國政府は嘗て法律を以て獨逸帝國裁判所構成法第十七條に適合せ
 る新規定を設けんと欲し其の法律案を議會に提出したるが代議院の
 爲に否決されたり是に於て政府は帝國裁判所構成法施行規則第十七

條に従て千八百七十九年八月一日勅令を以て新規定を設けたり此の
 新規定は多少代議院の意見を採用したるものにして先に提出したる
 法律案と異なるの點あり而して此の勅令と千八百四十七年四月八日の
 法律とを比較するに其の相異なるの要點は左の如くなりとす
 此の勅令に依れば權限裁判所の職員十一名の内六名は伯林控訴院よ
 り出て他の五名は高等行政官若くは法官たるの能力を有するものな
 らざるべからず法律案に依れば此の五名は高等行政官たるの能力あ
 るものならざるべからざりしなり而して其の任期は他に本官を有す
 るものは其の本官に準じ、本官なきものは終身にして免職は帝國裁
 判所の裁判官に於けると同一の要件あるにあらざれば之を行ふを得
 ざるものとす、又た權限爭議の提起に關しては事件が裁判所の確定
 判決に因て司法裁判に屬すべきことに確定したるときは權限爭議を
 提起するを得ず而して裁判所が先審抗告を裁決するに方りても行政

廳が訴訟關係人たるを否とを問はざるものとす又た先審抗告の裁決確定したるとき並に事件其者の裁判確定したるときは権限争議を提起するを得ず此の場合に於ては其の終審判決に依て之を確定するに當り権限問題に關して明白なる言渡ありたると否とを問はざるものとす此等の場合を除きては事件の既に最上審級に移りたる場合と雖も権限争議を提起するを得るものとす次に裁決の方式に關しては公開廷に於て原被告對審口頭辯論の上権限裁判官七名の列席に於て裁決せらるゝものとす

又往年代議院に於て委員會の報告に基きて議決したるものを此の勅令に比すれば其の異なるの點左の如し
第一に裁判長及び其代理者は伯林控訴院の裁判官たらざるべからず次に裁判を開くに當り伯林控訴院の裁判官常に多數を占めざる可らず次に其の他の裁判官二名は上等行政裁判所に屬するものならざる

可らず次に第一審の判決ありたるときは之に對して異議の申立ありたる場合を除き本事件に就ても并に其の事件の司法裁判を仰ぐことを得べきものなるや否やに關しても権限争議を提起するを得ず又た判決の根據となるべき口頭辯論の終りたる後は権限争議を提起するを得ざるものとす

獨逸聯邦バイエルン、ヴュルテMBERG、ザクセン、バーデン、ヘッセン、プラウシユ、ワイヒ及び其他の諸小邦に於ては普國と同様の規定を設けたり、バイエルンに於ては千八百七十九年八月十八日の法律を以て普國の勅令と殆ど全く同一なる規定を設けたり但し其異なるの要點は普國代議院の決議の如く裁判長及び其代理者は必ず司法裁判所より出で其他の職員は行政裁判所より出で而して裁決を下すに際しては司法裁判所より出でたる職員多數を占めざるべからずとするにあり、ザクセンに於ては千八百七十九年三月三日の法律を以て裁判長は最

高等裁判所の長之に任じ、其他の職員は半ば最高等裁判所より出で半ば諸省の參事官より出づるの規定を設けたり。千八百七十九年四月一日のブラウシエワイトの法律は之と同じく裁判長は最高等裁判所の長之に任じ二名の職員は最高等裁判所より出で他の二名の職員は行政官を以て之に充つるの規定を設けたり。ウエルテンベルヒに於ては千八百七十七年八月二十五日の法律を以て規定を立てたるが職員の半數は之を最高等裁判所より取り、半數は行政裁判所若くは現に高等行政官たるもの或は嘗て高等行政官たりしものより之を取るものとし而して裁判長は國王の任意の任命に出づるものとし而して其の裁判長たるもの最高等裁判所に屬するものにあらざるべきは同裁判所より出づべき職員の数増加せらるべきものとし、ヘッセに於ては千八百七十九年四月十六日の法律に依て最高等行政裁判所を以て権限裁判所となすの制を立て、此の裁判所は現に高等行政官

たるもの若くは嘗て高等行政官たりしもの(大學の法科又は國家學科の教授も亦た)及び控訴院判事を以て組織す而して裁判官と行政官との人員の割合は法律上何等の規定なしと雖も裁判所と行政廳若くは行政裁判所との間に生じたる権限争議を裁決するに當りては裁判官の數、行政官の數より多からざるべからざるものとし、せり其他以上の諸國は普國の制度と重要なる差異なし但くブラウシエワイトに於ては権限争議の提起に關し極めて簡約なる規定を設け事件が既に帝國裁判所に上告せられたるときは権限の争議提起せられ得ざるものとし、せり其他諸小邦に於ける権限争議を裁決するの制は之を通論するに難し、要するに獨逸帝國裁判所構成法施行規則第十七條に規定せる権限裁判を帝國裁判所に委任するの制は獨逸諸國中唯一あるのみ、即ちブレシメンに於ては千八百七十九年六月二十五日の法律を以て、千八百五十四年以來設置せられたる権限裁判所を廢止したり。

奥國に於ても大体に於ては普國と同様の制を採れり千八百六十七年
 十二月二十一日の法律は権限争議の裁判を奥地利帝國裁判所に委任
 したり然れども此の帝國裁判所は元來奥國裁判所の最上級のものに
 あらずして奥國裁判所の最上級は即ち最上等裁判所なりとす此の帝
 國裁判所は其の権限裁判所たるの性質を除き其の本体上よりすれば
 實に一の行政裁判所なりとす殊に憲法上保障せられたる政治上の訴
 件中、將來行政裁判所の管轄に委ぬべきものと定められざりし訴件
 を裁判すべき行政裁判所なりとす帝國裁判所は裁判長、副裁判長、
 正員十二名及び副員四名を以て組織せらる而して此等の職員は何れ
 も終身の任期を以て皇帝より勅任せらるゝものなるが其の一半は貴
 族院の奏薦に出て他の一半は代議院の奏薦に據るものとす然れども
 帝國裁判所と行政裁判所との間に権限の争議生じたるときは千八百
 七十五年十月二十二日の法律に由て兩裁判所より各々四名の裁判官

を出して一の會議を組織し因て以て裁決を下すものとす而して之が
 裁判長の任に當るものは最上等裁判所の長にして兩裁判所より出す
 所の裁判官は裁判所長隨時之を選任するものとす
 佛國に於ても亦た現今此の第四種の権限裁判法を採用すトリブナー
 ル、デス、コンフリクツ即ち権限裁判所は種々議論の末千八百七十二
 年五月二十四日の法律を以て左の如く組織せらるゝことゝなれり即ち
 司法大臣を裁判長とし參事院議官三名、大審院判事三名、其他の職員
 二名及び豫備員二名より成立す而して參事院及び大審院より出づる
 所の議官及判事は各々其同僚中に於て之を互選し他の職員二名、豫備
 員二名及び副裁判長は此の権限裁判所の職員之を選定す然れども司
 法大臣を裁判長と定むることに就ては大に議論の沸騰したる所なり
 通常裁判所と行政裁判所との間に於ける権限争議に關しては普國并
 に普國と同一の制を採れる前述の獨逸諸國のみならず佛國に於ても

亦た之が裁決を権限争議を裁判するの裁判所に委任したり然れども
 権限争議の提起は行政裁判所自ら之を行はずして行政廳之を行ふも
 のとす
 之に反して行政裁判所と行政廳との間に生じたる権限の争議は行政
 裁判所之を裁決す故に行政裁判所は職務上自己の権限に注意し争議
 を生せしめざる様力むべき者とす此の権限争議を裁決するに就ては
 普國に於ては互に相争ふ官廳より提出したる書面上の説明を基とし
 原被兩造の口頭上の審理を経たる後高等行政裁判所之を行ふものと
 す而して行政裁判制を施行したる獨逸の各邦殆ど皆普國と同様の制
 を行ひ參事院をして権限争議を裁決せしむるの佛國亦た然りとす但
 しバイエルンに於ては之れを少し異なる所あり争議となりたる事件
 其者を審理する前に假に其権限問題にのみ係る事項を裁決し尙ほ權
 限の争議を生ずるに於ては行政裁判所の長を裁判長として行政裁判

所の職員三名及び高等行政官三名を以て組織せる會議に於て之を裁
 決するものとす
 消極的権限争議に關しては純然たる學理上の點より觀察すればか
 る争議の生じ得べき者にあらずと言ふとを得べし何をなれば消極的
 権限争議の場合に於ては國家機關の間に何等の争議あるにあらず且
 つ行政廳は單に其職權よりして處分をなすべきの義務を有すれども
 關係者の希望に應じて處分をなすべきの義務を有するに非ざればな
 り然れ共實際上より觀察する時は官廳をして自己の権限に屬せずと
 の口實を假り以て濫りに事件の受理を拒み得さらしむるが爲め且つ
 は官廳をして職權上適當の處置を爲しむるが爲めの規定を設くるの
 必要あるを知るべきなり此の消極的権限争議も彼の積極的権限争議
 と等しく或は通常裁判所と行政廳との間に生じ或は通常裁判所と行
 政裁判所との間に生じ或は行政裁判所と行政廳との間に生ずるを得

前兩者の場合に於ては普國に於ては權限爭議を裁決するの裁判所之を裁決し後者の場合に於ては高等行政裁判所之を裁決す千八百四十七年の法律に因れば消極的權限爭議に關しては關係官廳の發議を要したりしも今日に於ては事件に利害の關係を有する當事者の申立を以て足れりとす又消極的權限爭議を裁決するの官廳は其裁決に反する通常裁判所、行政裁判所及び行政廳の決定を破棄し前決定と異りたる處理決定をなさしむるか爲め其事件を當該官廳に移すべきの權を有する者とす通常裁判所と行政裁判所との間の消極的權限爭議は普國に於て實際生じたるにあらず然れども通常裁判所と行政廳との間には屢々之れあり例せば陸軍の賄所に引渡したる肉類に對する市の屠獸税の賠償請求は之を通常裁判所に於て審理すべきものなるか將た又行政廳に於て處分すべき者かの問題の如き又た通常裁判所と行政廳との双方に於て、町村有地に對する權理に關して提起したる事

件を各々其權限に屬せすと主張して受理せざりし場合の如き是れなり
消極的權限爭議の制は他の諸國特に佛國及びバイエルンに於ては本體上普國と同一の制行はる但しバイエルンに於ては獨逸帝國裁判所が事件其者は已に出訴するを得べきものにあらずと確定したる場合に於ては其事件に關して權限爭議を提起するを許さず又た行政廳或は行政裁判所は獨逸帝國裁判所が其判決言渡の根據となしたる法理上の認定を以て自廳の下すべき裁決の根據となすべき義務あるものとす

行政訴訟法 第一章 行政訴訟の總論 第一節 行政訴訟の意義 行政訴訟とは、行政官廳の行政行為に對し、行政官廳の決定に不服を以て、行政官廳の決定を取消し、或は變更し、或は履行を命ずることを目的とする訴訟をいふ。行政官廳の決定に對し、行政官廳の決定を取消し、或は變更し、或は履行を命ずることを目的とする訴訟をいふ。

附 錄

○法律第百五號

第一條 訴願法

- 第一條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲クル事件ニ付之ヲ提起スルコトヲ得
- 一 租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件
- 二 租稅滯納處分ニ關スル事件
- 三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
- 四 水利及土木ニ關スル事件
- 五 土地ノ官民有區分ニ關スル事件
- 六 地方警察ニ關スル事件
- 其他法律勅令ニ於テ特ニ訴願ヲ許シタル事件

第二條 訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ

訴願ノ裁決ヲ受ケタル後更ニ上級行政廳ニ訴願スルトキハ其裁決ヲ爲シタル行政廳ヲ經由スヘシ

國ノ行政ニ付此法律ニ依リ郡參事會又ハ市參事會ノ處分若クハ裁決ニ對シテ訴願セントスル者ハ其處分若クハ裁決ヲ爲シタル郡參事會又ハ市參事會ヲ經由シテ府縣參事會ニ之ヲ提起スヘシ

第三條 各省大臣ノ處分ニ對シ訴願セントスル者ハ其省ニ之ヲ提起スヘシ

第四條 裁判所ノ裁判各省ノ裁決及第二條第三項府縣參事會ノ裁決ヲ經テモハ其事件ニ付更ニ訴願スルコトヲ得ス

第五條 訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ
訴願書ノ侮辱誹毀ニ涉ルモノハ之ヲ受理セス

第六條 訴願書ハ其不服ノ要點理由要求及訴願人ノ身分職業住所年齡ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ

訴願書ニハ證據書類ヲ添ヘ並下級行政廳ノ裁決ヲ經タルモノハ其裁決書ヲ添フヘシ

第七條 多數ノ人員共同シテ訴願セントスルトキハ其訴願書ニ各訴願人ノ身分職業住所年齡ヲ記載シ署名捺印シ其中ヨリ三名以下ノ總代人ヲ選ビ之ニ委任シ總代委任ノ正當ナルコトヲ證明スヘシ

法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第八條 行政處分ヲ受ケタル後六十日ヲ經過シタルトキハ其處分ニ對シ訴願スルコトヲ得

行政廳ニ裁決ヲ經タル訴願ニシテ其裁決ヲ受ケタル後三十日ヲ經過シタルトキハ更ニ上級行政廳ニ訴願スルコトヲ得

遞進スルコトヲ得

三

行政廳ニ於テ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テ之仍之ヲ受理スルコト得ズ其期限ニ受テハ第三十日ニ至ルモ其期限法律勅令ニ依テ訴願ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適法手續無違背スルモノナラバ之ヲ却下スルコトハ其期限ニ其訴願書ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ期限ヲ指定シテ還付スヘシ

第十七條 訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコトヲ得其期限ニ算入セス

第十八條 訴願書ハ第八條ノ訴願期限内ニ之ヲ算入セス

第十九條 訴願書ヲ受取りタル日ヨリ十日以内ニ辯明書及必要文書ヲ添テ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第二十條 第二項ノ場合ニ於テ訴願書ハ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取タル日ヨリ三日以内ニ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第二十一條 第三項ノ場合ニ於テ訴願書ヲ發送スルトキ亦前三項ノ例ニ

依ヘシ

第十三條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外行政處分ノ執行ヲ停止セズ但行政廳ハ其職權ニ依リ又ハ訴願人ノ願ニ依リ必要ナリト認ムルトキハ其執行ヲ停止スルコトヲ得

第十四條 訴願ハ口頭審問ヲ爲サズ其文書ニ就キ之ヲ裁決ス但行政廳ニ於テ必要ナリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ得

第十五條 訴願ノ裁決書ハ其處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ訴願人ニ交付スヘシ訴願書ヲ却下スルトキ亦同シ

第十六條 上級行政廳ニ於テ爲シタル裁決ハ下級行政廳ヲ羈束ス

第十七條 訴願ノ手續ニ關シ他ノ法律勅令ニ別段ノ規程及ルモノハ各其規程ニ依ル

第十八條 明治十五年十二月第五十八號布告請願規則ハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十九條 此法律施行ノ前請願規則ニ依リ受理シタル請願ハ仍其規則ニ依リ之ヲ處分ス

請願規則ニ依リ下級行政廳ノ指令ヲ受ケタル者訴願スルヲ得ヘキ場合ニ於テ更ニ訴願セントスルトキハ此法律ニ從ヒ其上級行政廳

ニ之ヲ提起スヘシ

第二十條 第八條ノ訴願期限ハ此法律施行ノ前行政處分ヲ受ケ又ハ請願規則ニ依リ指令ヲ受ケタル事件ニシテ其處分又ハ指令ヲ受ケタル日ヨリ滿五年ヲ經過セサルモノニ對シテハ此法律施行ノ日ヨ

リ之ヲ起算ス

第三十二條 行政廳ニ呈出スル請願ハ此法律ニ依ルノ限ニ在ラス

○法律第四十八號 二十三年六月二十八日

行政裁判法

第一章 行政裁判所組織

第一條 行政裁判所ハ之ヲ東京ニ置ク

第二條 行政裁判所ニ長官一人及評定官ヲ置ク評定官ノ員數ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム行政裁判所ニ書記ヲ置ク其員數及職務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 長官ハ勅任トス評定官ハ勅任又ハ奏任トス

長官及評定官ハ三十歳以上ニシテ五年以上高等行政官ノ職ヲ奉シタル者若クハ裁判官ノ職ヲ奉シタル者ヨリ内閣總理大臣ノ上奏ニ依リ任命セラルヘモノトス

書記ハ長官之ヲ判任ス

第四條 長官及評定官ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

公然政事ニ關係スルコト下
 二 政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員トナリ又ハ衆議院議員府縣郡市町
 村會ノ議員若クハ參事會員タルコト
 三 兼官ノ場合ヲ除ク外俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公
 務ニ就クコト
 四 商業ヲ營ミ其他行政上ノ命令ヲ以テ禁シタル業務ヲ營ムコト
 第五條 第六條ノ場合ヲ除ク外長官及評定官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒
 ノ處分ニ由ルニ非サレハ其意ニ反シテ退官轉官又ハ非職ヲ命ゼラ
 ルハコトナシ
 行政裁判所ノ長官又ハ評定官ヲ兼任スル者ハ其本官在職中前項ヲ
 適用ス
 懲戒處分ノ法ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第六條 長官及評定官身體若クハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト

能ハサルコトハ内閣總理大臣ハ行政裁判所ノ總會ヲ決議ニ依リ其
 退職ヲ上奏スルコトヲ得
 第七條 長官ハ行政裁判所ノ事務ヲ總理ス
 長官故障アルトキハ評定官中官等最モ高キ者之ヲ代理ス官等同シ
 キトキハ任官ノ順序ニ依リ其先ナル者之ヲ代理ス
 第八條 長官ハ自ラ裁判長トナリ若クハ評定官ニ裁判長ヲ命スルコ
 トヲ得
 部ヲ分ツル必要アルハ其組織及事務分配ニ勅令ヲ定ムル所ニ依ル
 第九條 行政裁判所ノ裁判ハ裁判長及評定官ヲ併シ五人以上ノ列席
 合議ヲ要ス但列席ノ人員ハ奇數ニ限ル若シ缺席ノ爲偶數トナリタ
 ルトキハ官等最モ低キ評定官ヲ議決守リ除キ官等同シキトキハ任
 官ノ順序ニ依リ其後ナル者ヲ除ク
 議決ハ過半數ニ依ル

第十條 長官又ハ評定官ハ左ノ場合ニ於テ評議及議決ニ加ハルコトヲ得ス

一 裁判スヘキ事件自己又ハ父母兄弟姉妹若クハ妻子ノ身上ニ關スルトキ

二 裁判スヘキ事件ニ私人ノ資格ヲ以テ意見ヲ述ヘタルモノ又ハ理事者代理者若クハ職務外ノ地位ニ於テ取扱ヒタルモノニ關スルトキ

三 裁判スヘキ事件行政官タルノ資格ヲ以テ其事件ノ處分又ハ裁決ニ參與シタルモノニ關スルトキ

第十一條 前條ノ場合ニ於テ原告又ハ被告ハ原因ヲ疏明シテ文書又ハ口頭ヲ以テ長官又ハ評定官ヲ忌避スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政裁判所ハ本人ヲ回避セシメ之ヲ議決ス

第十二條 忌避若クハ除斥ノ原因タル事情ニ付キ長官又ハ評定官ヨ

リ申出アルトキ又ハ他ノ事由ヨリシテ長官又ハ評定官カ法律ニ依リ評議及議決ニ加ハルヲ得サルヲ疑アルトキハ行政裁判所ハ本人ヲ回避セシメ之ヲ議決ス

第十三條 行政裁判所ノ處務規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 行政訴訟ノ辯護人タルコトヲ得ルハ行政裁判所ノ認許シタル辯護士ニ限ル

第二章 行政裁判所權限

第十五條 行政裁判所ハ法律勅令ニ依リ行政裁判所ニ出訴ヲ許シタル事件ヲ審判ス

第十六條 行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理ス

第十七條 行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規程アルモノヲ除ク外地方上級行政廳ニ訴願シ其裁決ヲ經シ後ニ非レハ之ヲ提起スルヲ得ス各省大臣ノ處分又ハ内閣直轄官廳又ハ地方上級行政廳ノ處分ニ對

シテハ直ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 各省又ハ内閣ニ訴願ヲ爲シタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルヲ得ス
 第十八條 行政裁判所ノ判決ハ其事件ニ付キ關係ノ行政廳ヲ羈束ス
 第十九條 行政裁判所ノ裁判ニ對シテハ再審ヲ求ムルコトヲ得ス
 第二十條 行政裁判所ハ其權限ニ關シテハ自ラ之ヲ決定ス
 行政裁判所ト通常裁判所又ハ特別裁判所トノ間ニ起ル權限ノ爭議
 ハ權限裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第二十一條 行政裁判所ノ判決ノ執行ハ通常裁判所ニ囑託スルヲ得

第三章 行政訴訟手續

第二十二條 行政訴訟ハ行政廳ニ於テ處分書若クハ裁決書ヲ交付シ
 又ハ告知シタル日ヨリ六十日以内ニ提起スヘシ六十日ヲ經過シタ
 ルトキハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得ス但法律勅令ニ特別ノ規程アル
 モノハ此限ニ在ラス

訴訟提起ノ日限其他此法律ニ依リ行政裁判所ノ指定スル日限ノ計
 算並災害事變ノ爲遷延セル期限ニ關シテ民事訴訟ノ規程ヲ適用ス
 第二十三條 行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規程アル者ヲ除ク外行政
 廳ノ處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止セス但行政廳及行政裁判所ハ其職
 權ニ依リ又ハ原告ノ願ニ依リ必要ト認ムルトキハ其處分又ハ裁決
 ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第二十四條 行政訴訟ハ文書ヲ以テ行政裁判所ニ提起スヘシ
 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ行政訴訟ヲ提起ス
 ルコトヲ得

第二十五條 訴狀ハ左ノ事項ヲ記載シ原告署名捺印スヘシ

- 一 原告ノ身分職業住所年齢〇二 被告ノ行政廳又ハ其他ノ被告〇
 - 三 要求ノ事件及其理由〇四 立證〇五 年月日
- 訴狀ニハ原告ノ經歷シタル訴願書裁決書並ニ證據書類ヲ添フヘシ

第二十六條 訴狀ニハ被告ニ送付スル爲メニ必要文書ノ副本ヲ添フヘシ

第二十七條 行政裁判所ハ原告ノ訴狀ニ就テ審査シ若シ法律勅令ニ依リ行政訴訟ヲ提起スヘカヲサル者ナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背スル者ナルカハ其理由ヲ付シタル裁決書ヲ以テ之ヲ却下スヘシ其訴狀ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ之ヲ改正セシムル爲メ期限ヲ指定シテ還付スヘシ

第二十八條 行政裁判所ニ於テ訴狀ヲ受理シタルトキハ其副本ヲ被告ニ送付シ相當ノ期限ヲ指定シテ答辨書ヲ差出サシムヘシ
答辨書ニハ原告ニ送付スル爲メ必要文書ノ副本ヲ添フヘシ

第二十九條 行政裁判所ハ必要ナリト認ムルトキハ其期限ヲ指定シテ原告被告交互ニ辨駁書及再度ノ答辨書ヲ差出シムヘシ

第三十條 行政裁判所ハ訴狀及答辨書ノ附屬文書ノ副本ヲ原告被告

交互ニ送付スル代リニ所内ニ於テ之ヲ閲覽セシムルコトヲ得

第三十一條 行政裁判所ハ訴訟審問中其事件ノ利害ニ關係アル第三者ヲ訴訟ニ加ハラシメ又ハ第三者ノ願ニ依リ訴訟ニ加ハルコトヲ許可スルヲ得前項ノ場合ニ於テハ行政裁判所ノ判決ハ第三者ニ對シテモ亦其効力ヲ有ス

第三十二條 行政官廳ハ其官吏又ハ其申出ニ依リ主務大臣ヨリ命シタル委員ヲシテ訴訟代理ヲ爲サシムルコトヲ得

代理者ハ委任狀ヲ以テ代人タルコトヲ證明スヘシ

第三十三條 行政裁判所ハ豫メ指定シタル期日ニ於テ原告被告及第三者ヲ召喚シテ審廷ヲ開キ口頭審問ヲ爲スヘシ

原告被告及第三者ニ於テ口頭審問ヲ爲スコトヲ望マサル旨ヲ申立タル場合ニ於テハ行政裁判所ハ文書ニ就キ直ニ判決ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 審廷ニ於テハ原告被告及第三者ノ辨明ヲ聽クヘシ

審廷ニ於テハ裁判長ノ許可ヲ得タル者ヨリ順次發言スヘシ
原告被告及第三者ハ事實上及法律上ノ點ニ就キ文書ニ盡サ、ル所
ヲ補足シ又ハ誤謬ヲ更正シ若クハ新ニ證據ヲ提出シ及證書ヲ提示
スルコトヲ得

第三十五條 主務大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ公益ヲ辨護スル
爲メ委員ヲ命シ審廷ニ差出スコトヲ得

行政裁判所ハ判決ヲ爲ス前ニ委員ヲシテ意見ヲ陳述セシムヘシ

第三十六條 行政裁判所ノ對審判決ハ之ヲ公開ス

安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリ又ハ行政廳ノ要求アルトキハ
行政裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第三十七條 公開ヲ停ムルノ決議ヲ爲シタルトキハ公衆ヲ退カシム
ルノ前之ヲ言渡ス

第三十八條 行政裁判所ハ原告被告及第三者ニ出廷ヲ命シ並ニ必要

ト認ムル證據ヲ徵シ證人及鑑定人ヲ召喚シ審問ニ應シ證明及鑑定
ヲ爲サシムルコトヲ得

證人又ハ鑑定人トシテ審問ニ應シ證明及ヒ鑑定ヲ爲スヘキ義務ニ
關シテハ民事訴訟ノ規程ヲ適用ス其義務ヲ盡サ、ル場合ニ於テ處
分スヘキ科罰ハ行政裁判所自ラ之ヲ判決ス

行政裁判所ハ口頭審問ニ於テ舉證ノ手續ヲ爲シ又ハ評定官ニ委任
シ若クハ通常裁判所又ハ行政廳ニ囑託シテ之ヲ調査ヲ爲サシムル
コトヲ得

第三十九條 行政裁判所ニ於テ審問中ノ事件ニ關シ民事上ノ訴訟起
ルコトアリテ通常裁判ノ確定ヲ待ツノ必要アリト認ムルトキハ其
審判ヲ中止スルコトヲ得

第四十條 審問手續ニ關スル故障ノ申立ハ行政裁判所自ラ之ヲ判決
ス

第四十一條 召喚ノ期日ニ於テ原告若クハ被告若クハ第三者出廷セ

サルコトアルモ行政裁判所ハ其審判ヲ中止セス

原告被告及第三者共ニ出廷セサルトキハ行政裁判所ハ審問ヲ行ハ

ス直ニ判決ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 裁判宣告書ハ理由ヲ付シ裁判長評定官及書記之ニ署名

捺印シ其謄本ニ行政裁判所ノ印章ヲ捺シ之ヲ原告被告及第三者ニ

交付スヘシ

行政訴訟ノ文書ニハ訴訟用印紙ヲ貼用スルヲ要セス

第四十三條 行政訴訟手續ニ關シ此法律ニ規定ナキモノハ行政裁判

所ノ定ムル所ニ依リ民事訴訟ニ關スル規程ヲ適用スルコトヲ得

第四章 附則

第四十四條 此法律ハ明治二十三年十月一日ヨリ施行ス

第四十五條 裁定ノ手續ハ勅令ヲ定ムル所ニ依ル

第四十六條 従前ノ法令ニシテ此法律ト抵觸スルモノハ此法律施行

ノ日ヨリ廢止ス

第四十七條 此法律施行ノ前既ニ行政訴訟トシテ受理シ審理中ニ係

ルモノハ仍従前ノ成規ニ依リ處分スヘシ

○法律第百六號 二十三年十月九日

法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲グル事件ニ付行政廳

ノ違法處分ニ由リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出

訴スルコトヲ得

一 海關稅ヲ除ク外租稅及手数料ノ賦課ニ關スル事件

二 租稅滯納處分ニ關スル事件

三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件

四 水利及土木ニ關スル事件

五 土地ノ官民有區分ノ査定ニ關スル事件

○勅令第一百十一號 二十三年六月二十八日

第三條 行政裁判所評定官ノ定員ハ十一人トス

行政裁判所書記ノ定員ハ十五人トス

第二條 行政裁判所書記ハ行政裁判法其他法律勅令ニ於テ特定シタル事務ヲ取扱フ

第三條 行政裁判所書記ハ往復會計記錄其他庶務ニ従事ス

第四條 行政裁判所書記ハ行政裁判所長官ノ命令ニ従フ

審判ニ關シテハ裁判長ノ命令ニ従フ

○勅令第九十二號 二十三年八月廿六日

行政裁判所處務規程

第一條 行政訴訟各事件ノ掛評定官ハ行政裁判所長官ノ指定ニ依ル

第二條 行政裁判法第八條ニ依リ評定官ヲシテ裁判長タラシムルト

キハ同法第七條第二項ノ順序ニ從ヒ之ヲ命スヘキモノトス

第三條 裁判長ハ一事件毎ニ審判準備ノ爲メ掛評定官中ノ一名若ク

ハ二名ニ專理員ヲ指命スルコトヲ得

第四條 裁判長行政裁判法第三十八條第二項ノ場合ニ於テ科罰ヲ言

渡シタルトキハ書記ヲシテ訴訟ノ記録ニ之ヲ記入セシム

第五條 毎年七月十二日ヨリ九月十日マテノ間ハ行政裁判所ニ於テ

緊急ノ事項ト認ムルモノハ外既ニ着手シタル訴訟ヲ中止シ並ニ新

ナル訴訟ニ着手セズ

第六條 行政裁判所ノ總會議ハ評定官總員三分ノ二以上列席スルニ

非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 總會議ノ議事ハ長官之ヲ整理ス若シ長官故障アルトキハ評

定官中官等最モ高キ者之ヲ代理ス

第八條 行政裁判所ハ訴訟ノ呼出書及其他ノ書類ヲ使丁若クハ郵便

ヲ以テ送達シ又ハ通常裁判所ニ囑托シテ送達セシムルコトヲ得

第九條 行政裁判所ハ法律命令ノ範圍内ニ於テ其職權ニ屬スル事件ニ付告示ヲ發スルコトヲ得

第十條 行政裁判所長官ハ法律命令ノ範圍内ニ於テ事務取扱ノ順序方法ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ得

書記ノ職務ニ關スル規程ハ行政裁判所之ヲ定ム

○行政裁判所告示第二號 廿三年十二月十九日

豫納金手續

第一條 行政訴訟ヲ爲ス者ハ臨時特別費ヲ除クノ外訴訟提出ノ際ニ於テ書類送達等ノ費用ニ充ツル爲メ金二圓ヲ預納スヘシ

第二條 豫納ヲ爲サントスル者ハ當廳ノ保管金送付書ヲ以テ之ニ金員ヲ添ヘ大藏省預金局ニ納付スヘシ

第三條 第一條ノ豫納金ニ於テ仍ホ不足ナルトキハ追納セシムコトアルヘシ

追納手續モ亦前條ニ依ルヘシ

第四條 豫納金ノ殘額アルトキハ訴訟事件終局ノ後之ヲ還付ス

○行政裁判所告示第一號 二十四年七月十四日

行政訴答書々式左ノ通相定ム

何々訴狀

住所身分職業若クハ何府何市何町何縣何郡何村何職

原告 氏 名

年 齡

住居ノ地行政裁判所ヨリハ里以上ニ在ルトキハ其里程

(訴訟代理人アルトキハ此處ヘ其住所身分職業ヲ肩書ニシテ氏名ヲ記シ頭ニ訴訟代理人ト記スヘシ辯護人アルトキモ亦之ニ準ス)

被告 官 氏 名

(被告官廳ニアラサルトキハ何府何市何町何縣何郡何村何職氏名若クハ住所身分職業氏名)

一定ノ申立

何、理由、事實

事實

何、理由

理由

何、立證

立證

何、行政廳ヨリ處分書若クハ裁決書ヲ交付シタル年月日

行政廳ヨリ處分書若クハ裁決書ヲ交付シタル年月日

何、年月日

年月日

原告 氏

名印

(訴訟代理人ナルトキハ代理人署名捺印スヘシ)

行政裁判所長官宛

(訴状ハ正副兩通ヲ出スヘシ若シ被告數名ニシテ其住居各八里以上ヲ離隔スルトキハ其數ニ應ジテ差出スヘシ)

何々答書

被告 何官 氏 名

被告官廳ニアラサルトキハ何府何市何町何職氏名若クハ住所身分職業氏名ヲ記シ又訴訟代理人又ハ辯護人アルトキハ訴状署名ノ例ニ倣フ住所身分職業若クハ何府何市何町何村

原告 氏 名

(訴訟代理人又ハ辯護人アルトキハ訴状署名ノ例ニ倣フ)

一定ノ申立

何、事實

事實

何、理由

理由

何、立證

立證

何、年月日

年月日

被告 氏

名印

(訴訟代理人ナルトキハ
代理人署名捺印スヘシ)

行政裁判所長官宛

(答書ハ正副兩通ヲ出スヘシ)

證據物寫

何、、、、、

右相違無之候也

年月日

原告 (被告) 氏 名印

(訴訟代理人ナルトキハ
代理人署名捺印スヘシ)

行政裁判所長官宛

(證據物寫ハ正副兩通ヲ出スヘシ若シ被告數名ニシテ其住
居各八里以上ヲ離隔スルトキハ其數ニ應シテ差出スヘシ)

附錄畢

明治廿七年六月五日印刷
明治廿七年六月九日出版

(正價金貳拾五錢)

著者 青森縣平民 菊池郡藏

東京市本郷區弓町壹丁目廿六番地

發行者 茨城縣士族 鷹崎 僊三

東京市京橋區築地壹丁目廿五番地

印刷者 久米川治三郎

東京市芝區南佐久間町貳丁目十七番地

印刷所 國文社

東京市京橋區宗十郎町十五番地

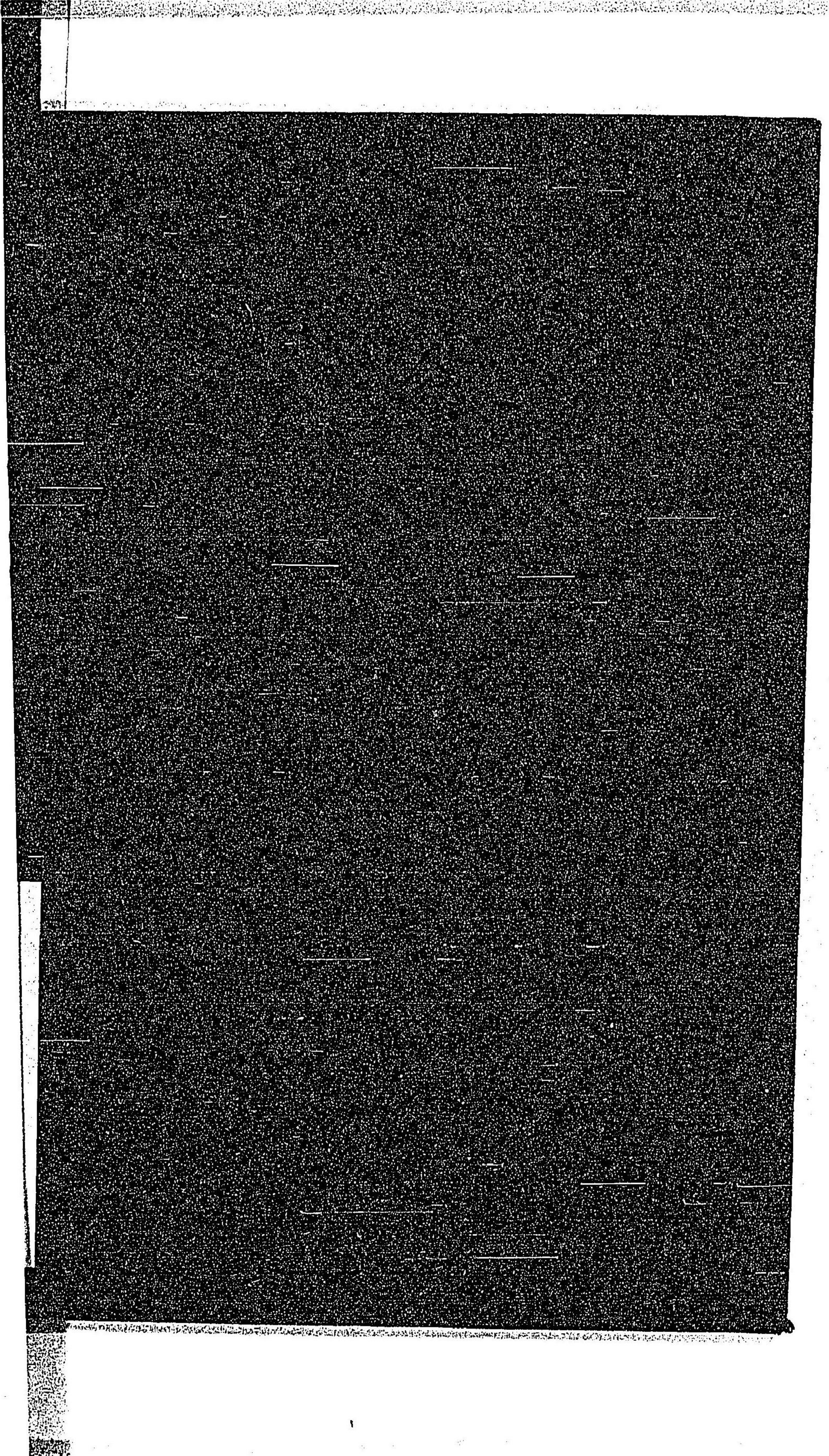
大賣 捌賣 書捌 肆所

東京市京橋區築地壹丁目
同 同 尾張町
同 日本橋區通三丁目
同 神田表神保町
同 大坂市本町四丁目
同 大坂市備後町四丁目
同 水戸市上泉町
同 千葉縣下千葉町
同 駿州靜岡江川町
同 仙台市大町四丁目
同 信州長崎町
同 肥後國熊本
同 函館末廣町
同 新潟市古町通二番町
同 西京寺町通五條上ル
同 同 佛光寺通丸東へ入ル
長崎市相生橋東詰
神戶市相生橋東詰
陸奥弘前土手町

日東丸中 善書海會
西書籍會
岡島 海屋邦
吉且平 眞
柳水眞 林
立眞水 眞
廣瀨 文眞 林
木澤村 喜文 林
長崎 文次 太
魁筒 文 駒
飯田 信 駒
東枝田 吉兵 文
鶴野 常兵
熊谷 九久 兵
野 兵

日東丸中 善書海會
西書籍會
岡島 海屋邦
吉且平 眞
柳水眞 林
立眞水 眞
廣瀨 文眞 林
木澤村 喜文 林
長崎 文次 太
魁筒 文 駒
飯田 信 駒
東枝田 吉兵 文
鶴野 常兵
熊谷 九久 兵
野 兵

行堂社太七助屋舍堂助七堂太社堂行
衛堂藏衛堂吉堂郎郎助堂舍屋堂助七堂太社堂行



18

439

036372-000-4

18-439

行政裁判及権限裁判

菊池 郡蔵 / 著

M27

BBR-0018

